

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年12月8日（月）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時 任 英 寛 君	副委員長	宮 本 明 彦 君
委員	徳 田 修 和 君	委員	中 村 満 雄 君
委員	植 山 利 博 君	委員	今 吉 歳 晴 君
委員	蔵 原 勇 君	委員	宮 内 博 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

な し

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

部 長	花 堂 誠 君	保健福祉政策課長	上脇田 寛 君
子育て支援課長	田 上 哲 夫 君	長寿・障害福祉課長	小 松 太 君
保健福祉政策課長補佐	新 窪 政 博 君	子育て支援課主幹	竹 下 里 美 君
障害福祉G長	福 永 義 二 君	政策G主査	秋 丸 健一郎 君
生活環境部長	塩 川 剛 君	衛生施設課長	梅 北 悟 君
税務課長	谷 口 信 一 君	保険年金課長	宝 満 淑 朗 君
施設整備G長	楠 元 聡 君	施設管理G長	池之上 徳 幸 君
国民健康保険G長	有 村 和 浩 君	市民税Gサブリーダー	中 村 和 仁 君
施設管理G主任技師	榎 並 勝 君		

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

な し

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議 員 池田 守 君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 村 上 陽 子 君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第76号 霧島市国民健康保険条例の一部改正について

議案第89号 指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）

議案第110号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第112号 財産の処分について

陳情第13号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情第14号 「霧島市民の医療を充実するための」陳情書

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前9時00分」

○委員長（時任英寛君）

ただいまから環境福祉常任会を開会いたします。本日は、去る11月25日及び12月2日の本会議で当委員会に付託されました議案4件及び陳情2件並びに継続中の陳情1件の審査を行います。ただいま池田守議員より傍聴の申し出がありました。これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。また、後ほど傍聴の申し出があるようでございます。順次許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、本日の会議はお手元に配付をいたしました次第書に基づき審査をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、次第書に基づき審査を行います。それでは、まず保健福祉部関係の議案について審査を行ってまいります。議案第110号「霧島市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び議案第112号「財産の処分について」関連がございます。よって保健福祉部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出しておりますのは、条例の一部改正の議案1件、財産処分に関する議案1件の計2件でございます。それでは、それぞれの議案に関する提案理由を説明いたします。まず、議案第110号「霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について」この議案は保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成27年4月から国分西保育園の民営化を行う予定であります。この民営化に伴い市立としての同保育園を廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。また、今回の民営化において、同保育園の建物を無償で譲渡することとしておりますことから、議案第112号「財産の処分について」を併せて提案し、地方自治法第96条第1項第6号の定めにより、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（上脇田 寛君）

議案第110号について説明いたします。この議案は平成24年に策定した霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく国分西保育園の民営化に伴い、同園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものであります。隼人保育園は計画どおり本年4月1日に民営化したところですが、今回も同様の手順で、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立保育園民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。今回は1法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、民営化の移管先として適当であると判断され市ではこれを受け、同法人を移管先として決定し、11月25日付けで資料として配布しました協定を結んだところでございます。このようなことから、国分西保育園の民営化に当たり、同保育園を廃止するため、今議会に霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正議案を提出したところでございます。なお、経営

移管は平成27年4月1日を予定しておりますが、前回と同様、本一部改正条例の施行日を「公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日」として、規則委任しております。次に、議案第112号について説明いたします。民営化に伴う国分西保育園の土地・建物の不動産鑑定評価を行ったところ、土地評価額6,120万円、建物評価額1,870万円でありました。庁内で検討の結果、土地は評価額どおりで有償譲渡、建物は無償譲渡として公募を行いました。建物については移管日の現状をもって引渡すこととしておりますが、昭和53年の竣工以来36年を経過し、経年劣化が随所に見られるほか、直近3か年の維持・補修に約400万円を投入しており、今後も修繕または施設の更新が見込まれることから無償としたところでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。議案第110号及び112号を一括して質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

今説明があったわけですがけれども、この議案第110号、この国分西保育園の民営化に伴う説明があったわけですがけれども、例えば来年4月から2園になった場合、現在の職員・保育士こういう方々の処遇はどのような身分になりますか。

○保健福祉政策課長（上脇田 寛君）

国分西保育園の臨時職員の方々に民営後に移管先のほうで働かれるかどうかアンケート調査を行っております。それで基本的には働きたいという方については、移管先のほうで雇用をしていただくということになります。

○委員（蔵原 勇君）

大体もう方向性は決まっているような説明でしたけれども、やはり今現在、保育士としてあるいは職員の皆さん方もこれまで子供たちの世話をされたり、職場を持っていらっしゃるわけですがけれども、あまりにも急激なことで、職員の皆さん方へのアンケート等努力はされなかったんですか。

○保健福祉政策課長（上脇田 寛君）

ただ、このプレゼンをしているだけでなく、一応、説明でも申しましたけれども、手順を踏んで民営化を行っているところでございます。まず、今年の2月8日に保護者の方々を対象にしまして、国分シビックセンターで説明会等を行っております。それと4月17日に民営化に当たっての意見募集も保護者を対象に行ったところでございます。それと職員からの民営化後の雇用についてはアンケートという形で、それぞれ情報提供をしながら行っております。

○委員（蔵原 勇君）

方向性が内定しているような説明でしたけれども、やむを得ないそれぞれ検討の結果だとは思いますが、やはり子供を預けられる御両親とか、職員の皆さん方にも十分当初の時点でお話をすべきであったのかなという感じを受けたんですよ。唐突にこうして経費削減のため民営化とか、いろいろな理由があると思うんですがけれども、今後、やはりそういうものを配慮していただきたいなという、これは要望と

して留めておきたいと思います。二つ目には無償ということで金額等も大体示されておりますけれども、この無償という経緯に至った経過をちょっと説明してください。議論は何回ほどされましたか。

○委員長（時任英寛君）

その前に唐突にという質問がございましたので、これについてちょっと説明していただけますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の国分西保育園の民営化に限らず、昨年実施いたしました隼人保育園の民営化においても民営化実施計画の説明、それから各園の具体的な民営化に入る作業の前には必ずスケジュールを組んで、国分西保育園、それから下井保育園の場合、来年4月からを民営化の予定をしておりましたので、今年に入って早々、保護者・職員には再度説明しているところです。それと職員については、全体の民営化計画の際に必ず事前に説明を十分して「移管後の民営化の法人にも引き続き勤務をされますか」ということでアンケートを実施し、その都度意見は聞いているところでございまして、唐突に進めているとは私どもはちょっと考えていないところです。

○委員長（時任英寛君）

あと、無償の経緯をもう少し個別具体的に詳細にということでした。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

建物の無償につきましては、9月8日に霧島市公有財産取得処分委員会を開催いたしまして、その中で建物の無償につきましては先ほど説明いたしましたように、経年劣化がある程度来ていると。それと昨年、隼人保育園でも無償だったということ。それと他市町村も建物については無償化しているところが多いという説明をいたしまして、その委員会の中で了承頂きまして、無償としたところでございます。

○委員（宮内 博君）

現在の国分西保育園の正規職員・非正規職員が何人ずつになっているかということをまず紹介ください。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

4月1日現在で国分西保育園、総職員数が17名でございます。保育士数は正職員が3名、臨時職員が10名の計13名です。それと調理員の正職員が1名、臨時職員が3名の計4名でございます。トータルが17名です。

○委員（宮内 博君）

正規職員はほかの所に異動するということになるんでしょうけれど、保育士の資格を持ちながら非正規で働いている方が10名と。そのほかに調理のほうで3名働いているということですね。それで13名が非正規で働いているということになっているわけですが、アンケートの実施をして、働きたい方は移管先で雇用するという事になっているという先ほどの御回答であったわけですけど、これらの非正規職員・臨時職員13名の方のアンケートの結果、どういうふうに回答はなされているのですか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

非正規職員の身分移管の意向についてですが、現在働いている方々のうち12月で退職をされる方が1名いらっしゃいまして、その方以外の方、現在の状況では13名、その方々につきましては全て移管後の園で

働きたいということで今回の移管先の法人に履歴書の提出を行っております。13名です。

〔「12名じゃないか」という声あり〕

13名です。先ほど上脇田が申しあげましたのは、4月1日時点の数字でしたので、若干変わっております。御了承ください。

○委員（宮内 博君）

それで協定書を今頂いたばかりですので、十分読み切っていないんですけども、隼人保育所の場合もそうでしたが、身分は継承するということが計画の中で、そこそこはきちんとやりたいということがありました。それで、実際に隼人保育所が民営化されてから7か月が経過しているんですけど、それらの方たちの雇用の継続の状況や労働条件というのはどんなふうになっているのかと。それが今回、西保育園で雇用が継続されるということで、ほとんどの人が移管先のほうに身分が移されるということになっているんですけど、移管先ではどんな労働条件になっているのかということが、今後の方向性を示す意味で大変大きな意味合いを持つことになるのかなと思いますので、そこそこをちょっと確認しておきたいと思います。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

一応、隼人保育園につきましては、5月9日に出向きまして意見交換を行っております。それで、身分の移管職員の勤務状況、処遇についてもお聞きしたところです。17名ほどその時点で身分移管したが、現在のところ辞めた職員はいないという話を聞いております。そして、あと1名ほど辞めたいと申し出た職員はいらっしゃったみたいなんですけども引き止めたということで、処遇面は3か月経過後に正職員として五、六名採用したいという考え方をそのときにお聞きしております。それとあと、こちらのほうでも募集要項の中に概ね半数程度は正職員にしていきたいということをお聞きしておりますので、その件につきましても今後お願いしていくということで、また10月21日に私と課長補佐と訪問いたしまして、また意見交換を行っております。この時に、9月にアンケートを隼人保育所で継続して園児が隼人保育園のほうで保育を受けていらっしゃる保護者の方にアンケート調査をしたわけですけども、そのアンケート調査の意見交換等も行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ちょっと確認ですけど、今年の5月9日に出向いて意見交換をして、そのときに今おっしゃったような五、六人を3か月経過したら正規にというような考えを持っているとのことだったということで、現状の段階では確認はされていないという話ですかね。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

ちょうど10月21日に職員数が28名とお聞きしております。それと常勤ではない非常勤職員が3名と。職員数が28名、非常勤が3名、常勤が25名、そのうち正規職員数が10名ということをお聞きしております。調理栄養士も常勤という形で園長のほうからお聞きしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

結局17人、隼人保育所では非正規の方が移管をしたんだけど、その中で何人が正規職員になったかは分

かっていないということですか。正規職員が10名ということでしたけど、それは以前から正規職員としていらっしゃった方が隼人保育所に移ってきたというようなことなのか。その辺は分かりますか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

そこまでちょっと詳細に聞いておりませんが、この法人が経営されている保育園がありますので、そこからの正規職員と、後やはり身分移管した臨時職員の中から正規職員になっていると思っております。

○委員（宮内 博君）

それは後でまた調査の上、御報告をいただきたいと思えます。それは実際に身分移管がされてきちんと労働されていらっしゃる方たちの身分が保障されているのかどうかという点で大変大事なことだと思いますので、これは委員長の方からも後々のこととも関連しますので、よろしく願います。それで、このことをお聞きしたのは保護者からの不安要因ということで民営化実施前にアンケートが実施されてきたわけでありまして、これは共通して保育環境が急激に変化するということに対して子供たちに大きな影響があるんじゃないかということでアンケート結果の中でも大きな不安要因の一つとして示されてきた経過があるんですね。それで、特に慣れ親しんだその職員の方たちが急激に変わるということについての不安ということも大きな要因の一つだったと思うんですけど、その解消のために、どんな努力をされているのかという点で大変大事なことだと思ったから、あえてお聞きをしたんですけど、今回、西保育園の関係については、募集要項等の中でその辺の規定がどんなふうに定められているのか。協定書の中にはそういう点は盛り込まれておりませんので、その辺をちょっと御紹介いただけませんか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

隼人保育園の民営化の際の公募の条件と今回の国分西・下井保育園の公募の条件は基本的に変わっておりませんが、特に処遇面につきましてですが、その表現では「児童への影響を考慮し、園で現在勤務する職員のうち就労を希望する者については全て移管後の園で採用すること」それと「概ね過半数は正規職員を配置すること。法人の既存の園から異動する職員を含む」ということになっております。そういったことがございますので、先ほどの隼人保育園の場合も常勤が25名で、現在のところ10名、自分の園から連れて来られた正規職員もいらっしゃると思いますが、概ね10名ということでこちらの公募条件は満たしているところがございます。繰り返しになりますが、国分西・下井保育園についても以上のような公募条件を付しております。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

参考までに申し上げます。先ほど上脇田の話の中で、隼人保育園のアンケートについて法人と協議をしたというお話がありました。今年の9月の始めに昨年度から隼人保育園に引き続き継続入所をしている83世帯、この方々に対しまして保護者アンケートを行いました。83世帯中、回答数が42世帯、50.6%の回答率でした。設問の中に「民営化によってお子さんが戸惑った様子がありましたか」とお尋ねしました。回答のうち30名の保護者からは「特に戸惑う様子は見られなかった」その次に多かったのが「4月の頭は戸惑っていたが、じきに落ち着いた」これが6名、「ゴールデンウィークくらいまで戸惑っていたが落ちついた」これが5名、「6月くらいまで戸惑っていた」これが1名というような結果がありました。最終的には

皆さん落ち着かれたという認識だったようです。

○委員（蔵原 勇君）

関連ですけれども確認をさせてもらいたいんですが、宮内委員がお尋ねの中で、最初私も聞けばよかつたんですけれども、民間移管された場合、現在の職員・保育士・調理員、17名ですね。この方の待遇面は従来通りなんでしょうか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

17名の方の待遇面ということで、移管先のほうには雇用していただきたい方について、雇用を希望する方については全員雇用をお願いするというので、処遇面についてもそれぞれの園で給与規則的なもの、規定みたいなものを設けていますので、それを説明されて、そして先ほど秋丸が話をしましたように、全員移管を希望したいという、そういう内容でございます。

○委員（蔵原 勇君）

先ほど民間委託への移管を土地処分検討委員会で検討した結果、下井保育園、隼人保育園と今回も国分西保育園とおっしゃったんですけれども、その中での協議の中で移管する場合の協議の検討委員会でどのような内容のお話がされ、そして結論がここまで至ったんでしょうか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

まず、土地取得処分委員会の中で建物と土地の譲渡額についてこちらのほうから説明をいたしました。その中で、建物につきましては先ほども説明をいたしましたけれども、ある程度年数が経っていると、経年劣化が激しいということと、次に建替える時期が近い将来に来ているという、そういうことを説明いたしましたので了承をいただいたところでございます。それと、土地につきましては、鑑定評価を行っておりますので、その鑑定評価額を用いて譲渡したいということで、それについては基本的に鑑定評価額をお願いしましたので、異論はございませんでした。

○委員（蔵原 勇君）

3園こうして、霧島市立保育園から民間委託した場合のこの3園の中での土地処分委員会では同じような今課長がおっしゃったようなことだったんですか。話し合いの内容は。土地建物については老朽化しているから民間委託のほうが好きという結論を出されたわけでしょう。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

先ほどの土地取得処分委員会中では、今回は2園を出しております。まず、国分西保育園と下井保育園の民営化に関わる建物と土地の譲渡額について委員会のほうにかけたところでございます。それで、2園とも一応公募を行ったところですが、下井保育園につきましては、残念ながら今回応募がなかったということで、国分西保育園のほうだけを1法人応募がありましたので、選定基準に倣って一応、法人審査・施設審査・プレゼンテーションの審査を行いまして、こちらが選考基準を6割以上という形で考えておりましたので、それに値する法人ということで選考し、市長の決裁を受けて、この条例を出しているところでございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御質問は隼人保育園・下井保育園・国分西保育園の建物の譲渡について同じような議論をしたのかということだったと思いますので。議論につきましては、隼人保育園と同様、下井保育園も国分西保育園も国分西保育園が昭和53年築、下井保育園が昭和56年築で、隼人保育園もだったんですが、共に30年以上経過していると。今後の修繕等には相当の経費が掛かると。それから募集のときにも移管後に、民営化したあとに施設の更新、建て替えとかそういう意志があるということを条件にしております。それから、ほかの町の民営化につきましても、鹿屋市、日置市、枕崎市、志布志市等を調査しましたが、建物についてはそれらの同様の理由で無償譲渡にしております。そういったことを参考にしながら、建物については無償譲渡をしている例も多いし、今後民営化してもかなり経費が掛かるということがございまして、昨年度の隼人保育園の民営化のときと同様、同じような取り扱いをする、つまりは無償譲渡をするという議論をしております。

○委員（植山利博君）

2月8日に保護者に対して説明会を開き、4月17日に意見の募集を行ったということですが、その中で保護者の意見の主なるものはどのようなものがありましたか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

民営化に当たっての意見募集結果についてということで、保護者のアンケート実施期間、4月2日から4月12日まで行いまして、保護者の御意見として「保育について今までと変わらない保育をしてほしい」それと「楽しく英会話など出来るような時間があればいい」「風邪薬や付け薬、目薬等を預かって飲ませたり付けてもらいたい」という御意見。それと「年長組のお昼寝を廃止してもらいたい」「体力づくりに力を入れてもらいたい」保育時間・休園日についてということで「保育時間の延長、夜8時くらいまでだ」とか、あと「保育を日曜日・祝日もしてもらおうと助かる」とか、そういうこと。それに付随しているようなことが2件ございます。大体そういうこととございました。アンケートを求めたんですけれども回答数が少なくて、国分西保育園のほうに71世帯、その当時はあったんですけれども、回答数が6名です。下井保育園のほうは世帯数47名に対して回答数が1名でございました。この内容につきましても意見募集結果についてもまた保護者のほうにこの内容を返しております。

○委員（植山利博君）

アンケートの内容をお示しいただいたわけですが、回答が基本的に少なかったということもありますけれども、説明会の中で民営化に伴う不安の声というようなものは出なかったのですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

このとき確か国分西保育園の保護者の方が6名、下井保育園が1名ということで7名の方が参加されております。まず、どういうところに期待しますかということで、やはり「保育内容の充実」「私立保育園・幼稚園等のいいところは取り入れるのではないのでしょうか」とか、あと「民営化されることによるサービスの向上」「施設の改善」「完全給食」「雨の日の送り迎え」「保育士の質の向上」とか、あと「古くなった設備の改修ができるという点」「特色のある保育を期待している」と。それとどういうところが不安ですかということで「どれくらいの数の法人が応募されてくるのか」「既に経営されているので実績等は大丈夫だ

と思うが」というそういう話、それと「民営化することは決まっていると。ただ後任の運営者が今のところ決まっていないということに不安を持っている」というようなこと。それと、「やはりどの程度環境が変わり保育サービスが変わるのかよく分からなかった」という御意見、あと「保育料以外の費用が増えなければいいな」というような、そういうこと「特色ある保育活動を行わないといけないので、時間等に追われ、子供のちょっとした変化やサインを見逃してしまうのではないかと、十分な子供への対応ができなくなるのではないかと」とか、そういう御意見がございました。

○委員（植山利博君）

説明会のほうも若干参加者が少ないのかなという気がします。また、その説明会の中での御意見等をお聞きしておりますと、民営化に対する不安というよりも期待感も相当あるのかなと。そういう意味では参加者が少なかったということの民営化に対する保護者の方々の大きな不安要因は余りなかったのかなという感じを今受けたところです。それで、建物は無償譲渡ということでありますけれども、一応建物の評価鑑定をされておりますよね。それで、協定書の中にはその他の備品についても無償譲渡ということのようではありますが、その他の備品、いわゆる備品台帳に記載がされているものは無償譲渡ということですが、それについての鑑定はなされたものですか。もし、なされていれば評価額をお示しいただきたいと思えます。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

備品等の鑑定につきましてははしておりません。ただ、備品の中で車だけは譲渡しないということで説明しております。

○委員（今吉歳晴君）

協定書の第11条ですが、協定に規定された事項について疑義が生じた場合、甲乙両者協議するとなっているわけですが、これは来年の4月1日の引き渡し以降は、以前のことにについてどのようにされるわけですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

基本的には移管に関することについて疑義が生じた場合と考えております。

○委員（今吉歳晴君）

例えば11月25日に契約されているわけですが、この中で第4条についての取り扱い、瑕疵あるいはこの建物の損傷とかという文言があるわけですが、この辺についても疑義がある場合は甲乙両者で協議されるということですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

一応、第4条にある程度詳しく明記しておりますので、本当にこのことで疑義が生じるということが、どういことが生じるのか今のところ想定はできませんけれども、何か相手のほうから疑義等を申し入れられた時にはある程度適切に対応しなければならないのかなとは思っております。ただ、今のところちょっと想定できません。

○委員（今吉歳晴君）

第4条の中では、ちゃんと規定されているわけですね。請求することはできないとなっているわけですが、その中で11条では、「この協定規制された事項について、疑義が生じた場合」と、これについては甲乙両方で協議するとなっているわけですが、そうなりますと、4条の規定は、これは今後また見直しもあるというようなことになるんですか。これにちゃんと規定してあるわけですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

一般論で申し上げますと、契約書・協定書等、この疑義が生じた場合というのは最後の項で規定されるものでありまして、各規定で疑義がない、すなわち第4条についてはきちっと明確にうたっているわけですので、規定について疑義、この解釈はどうするんですかというようなことで規定されていると解釈しております。

○委員（今吉歳晴君）

ということは、今後、また甲乙両方でこのことについては協議されていくということですか。もし生じた場合は。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

第4条の規定を確認しますと、第1項においては土地の対価を支払ったら甲が責任を持って移管まで、4月1日までに現状のまま引渡しますよと。それから第2項については、引渡しの日まで前条各項の財産ですので、土地及び建物について損傷または滅失の場合は甲に対して対価の減免あるいは代替品の給付を請求することはできない、つまり建物は無償ということでございますので、対価がありません。土地についても相当な災害とかなければ滅失はないと考えます。それから3項につきましては、土地が引渡されたあと、その財産に隠れた瑕疵、例えば登記の問題とか、そういったものがあっても売買代金の減免もしくは損害賠償の請求ができないということできちんとうたってありますので、この第4条についてはそれ以外の疑義が、何があるかという想定が難しいと考えます。

○委員（徳田修和君）

保護者アンケートの結果を移管先のほうにも伝えてあるということなんですけども、協定書第6条の中で申込書に記載した事項及びプレゼンテーションに説明した内容について真摯に実施しなければならない、プレゼンテーションの段階でこのような英語を学ばせたいとか、体力づくりの強化をさせたいとか、今の保育をまた更に充実されるような内容等のプレゼンはされているんでしょうか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

プレゼンの中では引き受けた譲渡先法人のほうでサッカー教室とかそういうものをやっている。それにつきましては基本的に強制ではないということでした。それをやはり保護者の方々と話をしていきたいと。それと、あと体育の面、そちらのほうにも力を入れていきたいと。それについても今後、保護者会のほうと話をしながらやっていきたいと。基本は保護者の方々の理解と了解といたしますが、その辺をちゃんとしながらやっていくということで自分たちはこういう保育方針・教育方針を持っているからそれでやっていくということで、強制的なものではないというプレゼンの内容でございました。

○委員（中村満雄君）

今、お勤めになっている方に対してアンケートを実施して、継続雇用とかそういったことをうたったことですが、実際、そのアンケートというものはどんなものだったかお示しいただくことはできませんか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

臨時職員へのそのアンケートというのはいま基本的には民営化後に譲渡先のほうで雇用を希望するか・しないかという、単純にそういうアンケートでございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、その雇用条件とかそういったのはそのアンケートの中にはないということですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

先ほど秋丸のほうも話をしましたが、まずこの民営化の募集を行う前に基本的にその雇用面で臨時の方々に民営化に対しての譲渡先の雇用継続をするか・しないかというアンケートを実施しております。その時点では、その雇用条件云々は分かっておりません。ただ、11月25日に協定書を結びまして、その後に移管先の法人とその臨時職員の方々と面談といいますか、説明を行なっていただいております。給与面とか処遇面とかそういうものを基本的に説明していただいて、雇用を希望される方は履歴書を出して頂きたいということで、先ほど秋丸が説明しましたように、全員移管先のほうに雇用を希望すると。そういう内容になっております。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

11月25日でした。その移管先法人が国分西保育園に行きまして、移管先法人の就業規則・給与規程等を示した上で説明会を行いました。その席において、12月1日までに希望される場合は履歴書をお出しくださいというお話をされまして、先ほど申し上げたとおり退職をされる方以外は全員履歴書を出されているという状況になります。

○委員（中村満雄君）

その処遇というのは、上がったのか下がったのか分かりませんか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

個別の待遇につきましては、当然履歴書を出す前の話ですので、その方がどのような職歴があつてというところも法人側は情報がございません。ですので、法人としてこういう方については、こういった待遇になるという給与規程等をお示しした段階です。今後、個別に面談を行った上でお互い話し合いという形になるかと思われまます。

○委員（中村満雄君）

今、保育士の処遇ということで非常に劣悪なといいますか、月収20万円とか更にそれより低いとか、そういったことで保育士さんの定着とかそういったことで問題が起こっていると。要は雇用するほうが立場的に強いわけですね。ということは、仕方ないかということで民営化されることによって移管される方が待遇が下がるとしたら、また保育士さんの不足とかそういったことに輪をかけるんじゃないかということ懸念しているわけなんです。そういったものに対して、民営化された先のことだから後は知らない

では、いわゆるこういった保育行政についてここが明らかにならない限りは民営化というのはそんなにいいものなのということには、ちょっと賛同しかねる部分があると。ということは、少なくとも現状の処遇とかそういったことを継続した上で民営化として更なる処遇の向上とかそういったのがあればいいですけども、そうでなかったら保育士さんの不満が高まるということは保育の質そのものの低下に繋がるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘は全くそのとおりでございまして、私も特に保育士・看護師・介護士という比較的女性が就職される職種については、処遇面は何とか改善していくべきだと考えております。それと今ございました民営化後の保育士の処遇につきましても、例えば隼人保育園では市役所の際の臨時職員の賃金は最低限守ろうということでもございます。それから、今回の民営化全ての一律保育園の民営化につきましても我々市が一番大事に思っておりますのは、入園者・保護者の皆さんのサービス維持・向上、それともう一つは、引き続き努めていただく保育士の処遇でございまして、ここにつきましては民営化の際に1か月から3か月までは試行期間がございまして、一緒に保育をする機会もあると思っておりますが、そういう際も利用して新しい移管先のほうに保育士の処遇については、例えば賃金面であればもう現在の賃金を最低守ってほしいとか、そういったお願いと申しますか、そういうことはしていきます。それと、移管後におきましても三、四か月したら保護者へのアンケートも実施しますが、先ほど宮内議員の御指摘もありましたように保育士の現状というものもきちっと調べて、処遇が悪いようであれば市全体の保育の問題として処遇の改善については求めていきたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

部長のおっしゃるとおりですので、保育士の待遇改善というのはそれが実施されないと結局、保育士という資格を持ちながら、その仕事に携わらないという人がどんどん増えていくと。そうすると保育そのものが成り立たなくなると、そういったことの懸念があるわけですし、これはちょっと関連になりますが、福岡県では保育士さんに対する臨時的な手当とかそういったものとか、そういったニュースも新聞なんかで見たりはするんですけども、そういった意味で、あまりにも劣悪、保育士だけに限りませんけれども看護師もそうですけれども、そういった絶対的に必要な職種でありながら非常に待遇が悪いと。ということは、今人手不足とかそういったと言ってもそういったなり手がないという現状をしっかりと御認識なさって、お願いしたいのは民営化後の移籍された保育士さん、もしくは、そこからその職を離脱された職員さんも出てくるかもしれませんし、そこら辺のフォローですね。1年間見たからいいんではなくて、1年経過後もう辞めたと、こんな処遇の悪いところ、劣悪な環境で働きたくはないとかとそういったことになるかもしれませんので、そういったところの調査を継続的に求めますがいかがですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

隼人保育園につきましても、移譲後の状況について、それは保育行政の意見交換、それと雇用面についての意見交換等も行っておりますので、それにつきましては隼人保育園、国分西保育園とも今後、継続的に意見交換を行っていききたいと考えております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

補足になりますが、市立保育園だけではなくて民間の保育所についても市の保育所の方々の経営者で作っていらっしゃる保育協議会というのがございます。そういった中でも処遇についてはやはり現状をほかのまちとも比較して低いということも懸念されますので、常にお願しているところでございます。

○委員（中村満雄君）

最後にしますが、民営化の結果を、民営化ということはこのような効果があるとかいろんなそういった効果でもって民営化するわけですけれども、2年先、3年先にならないとしっかりとした結果が分からない。そういった意味でも総括とかそういったことを行う御予定とかそういったのは、いわゆる1年間、2年間じゃなくて、3年、4年、5年後に、あのときの民営化という判断は良かったのか、悪かったのかとかそういったことの判断を求めたいのですが、いかがですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

基本的にはこの民営化の経緯について、例えば今回の募集を2園行ったわけですけれども、2園のうち下井保育園の応募はなかったということも保育園の保護者、それと園の職員にも伝えております。それはもう基本的にこの募集内容もそうですけれども、あと法人からの申請書の内容についても保育園のほうで情報を開示して、誰でも見られるような環境にしております。今委員のおっしゃる総括といいますか、今後、民営化してどうだったかという、その辺のところはやはりしていかないといけないと考えております。一応、今回隼人のほうの保護者のアンケートのほうも取っておりますし、今度また国分西のほうも6か月計画くらいに保護者を対象に基本的にアンケートの調査等を行っていきたくと。その辺のところがある程度蓄積されれば民営化して良かったのかどうなのかというのは、ある程度総括ができるのかなと思っております。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

補足で申し上げます。この民営化の結果、効果というものについてですが、保育園の保護者という方は常に変わってまいります。ですので、長期的に比較というのはなかなか難しいところがあるとは思いますが。では何もしないということではなくて、まず私どもが考えておりますのは、先ほども申し上げました移管後にまず半年程度経った時点でアンケートを取ると。その後につきましては、平成25年4月より社会福祉法人の指導監査、これが市に法改正で移管されております。2年に1度その法人に出向きまして監査を行います。その中においても現在の園の状況等を確認していきたいと。また、先ほど花堂が申し上げました民営化を行った園のみに留まらず保育行政全体のものとしてこの指導監査の場というものを活用してまいりたいと考えております。

○委員（植山利博君）

隼人保育園についてなんですけれども、先ほどアンケートの中で保護者の中から負担増にならないだろうかという少し不安の声もあるというのがありましたけれども、結果として隼人保育園でも平成26年の5月9日、保護者の方にもアンケートを取られているようですけれども、負担の面で新たな負担が増えたとかというような御意見はなかったですか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

先ほど来お話ししておりますこのアンケートです。設問の中で、民営化されるに当たって不安に思っていたことありましたかという設問がありました。あった28名、なかった13名という回答を頂きました。あったと回答されたものの中身では、まず保育士の入れ替わりで子供が戸惑わないかという話、それから保育の中身・内容・方針が変わること、それから今御指摘の保育料の負担が増えるのではないかと、金銭的に負担が増えるのではないかと、そういうような不安があったというような御回答でした。次の設問で、あったと選択された方に「その不安は現在解消されましたか」と聞いたら、「解消された」と答えたのが28名ですので、民営化というものがどうなるかよく分からないと考えていた保護者の方は、実際に民営化になってその園を見ていく中で「あっ、これは大丈夫だったんだ」というふうになったものと御理解を頂いていると考えております。少し具体的に申しますが、例えば、完全給食というのを行いました。3歳児以上については、毎日、白御飯を公立保育園の時に持ってきておりました。これが持って来なくてよくなりました。それから制服等の取り扱いについても4月に入園の際等に必ずここで買ってくださいということをしておりましたが、それもなくなりました。ですので、保護者の金銭的な負担等については減った方向になっていると認識しております。

○委員（宮内 博君）

今の確認ですけれど、平成23年度に市が実施したアンケートの中で、最も多かったのが行事や遠足などの金銭的負担が増えるんじゃないかということで回答者の率が59%ということになっているんですけど、保育料そのものがどういうふうに決まるかということがよく分からないのでそんな不安もあったのではないのかなというふうには思いますが、それは置いておいて、ここで出されている行事や遠足などの金銭的負担等については現実にはどんなふうに変化しているのか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

アンケートの中でお尋ねしております。「以前と比べ保護者の負担、時間的手間は増えましたか」と。「増えた」と答えられた方が10名、「減った」と答えられた方が5名、「あまり変わらない」と答えられた方が24名、「よく分からない」と答えた方が2名でした。増えたというところでどのような意見があったかということをお知らせしますが、例えば「朝の登園時の準備の仕方がちょっと変わって親の手間が増えた」とあるとか「イベントが増えた」それから「親の参加行事が増えた」というような御意見がありました。一方、減ったとおっしゃられる方「保護者会がなくなった」「毎日の御飯がなくなった」「水筒を持たせなくてよくなった」というようなことでそれぞれの御意見があるようです。

○委員（宮内 博君）

その件については分かりました。それでもう一つ確認をしたいのは、民営化に当たっての公募の条件が五つほどあったわけですが、一つには最低20時までの延長保育、それから一時保育の実施、障害者保育の実施、保護者会の設置、あともう一つは可能な限りに身分移管を希望する人は採用することという、この五つがあったんですけど、最後の部分については今説明がありましたが、残り四つの件についてはどんなふうに変化しているのかお聞きしておきます。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

今、宮内委員がおっしゃられました霧島市保健福祉施設民営化実施計画、平成24年7月の中で民営化の進め方といたしまして記してある部分で、公募条件ということで御指摘の通り5点挙げております。ここににつきましては、公募の際の詳細な条件は個別の施設ごとに設定しますが、基本的な方針は次のとおりとしますという形で挙げてあるものです。1点目、最低20時までの延長保育を行うことにつきましては、隼人保育園で、当初引受法人側が20時まで行いたいという話でしたが、その園に残る職員等との話し合いを踏まえた結果、とりあえず19時まで行いたいと。また、親からの要望があれば検討するというような形になっております。2点目、一時保育につきましては実施をしております。ただし、これを一時保育というものが園に預かる余裕がある場合に、保育園に本来預けられない方々を預かるものですので、実績としてちょっとそのところは把握をしておりますが、体制としては取っているということになります。3点目、障害児保育を実施することにつきましては、これは障害を持った児童が現在もおります。4点目、保護者の会ができるように保護者に働きかけを行うこと。これにつきましては、当初、この文言を入れたときに園と保護者との関係が対等であるように、その保護者が個別個別になってしまって、結局言うことを聞いてもらえないといったことがないようにそういう保護者会というものが必要ではないかという認識でこの項目を入れたところでした。隼人保育園におきましては、保護者会というものが公立時代にございました。ただし、民営化に当たって保護者会の方々でこの保護者会をどうしていくかというお話を自発的にされまして、結果的にこの保護者会は解散をいたしております。ですので、先ほどのアンケートでも手間が減った中で保護者会がなくなったと申し上げましたが、隼人保育園においては保護者会があったものがなくなったということです。

○委員（宮内 博君）

五つの条件が方針として示されているけれども、あくまでも今ありましたように、それはその施設ごとに設定するということが前提になっているということですが、やはりこの保育園の保護者との信頼関係であったり、あるいは保育の質であったり、そしてその保護者が希望する保育の時間等の要望であったりというようなことを言って、汲み取ってこういう条件を付けているということになっているわけですが、例えば、その20時までのこの延長保育が実際19時までしかできていないというようなことなどが紹介されたわけですが、この公募の条件の時に設定したこれらの条件をどういうふうにして守っていくのかと。保護者会というのは、それは当然保護者と園との関係で、保護者の間で会を作るべきかどうかというのが前提になるでしょうから、そここの部分というのはなかなか難しい側面もあるんじゃないかと思うんですけども、上記のこの3点の部分等について、どれほど行政側が関与できるのかという点ではどうなるのでしょうか。今回の国分西保育園の場合、そここのところではどんなふうにして計画が示されているのでしょうか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

今回の募集要項の中では、まず延長保育につきましては1時間以上の延長保育を実施することという形で募集要項のほうには出させていただいています。それと、障害児保育を実施することと。それと保護者

会につきまして、あくまでもやはり園と保護者のほうとで協議をしていただきたいという形です。

○委員長（時任英寛君）

一時預かりについてとか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

募集の際のこちらの要項につきましては、上脇田が今申し上げたとおりです。実際に法人側からこのような形でやりたいというその申込書の中においては、まず一時保育事業についても実施をしますと。延長保育につきましては、20時までで行いたいと。現在、今回移管先であります霧島あいわ会花園保育園を運営しております。こちらが実際20時までされているところですので、同様にやりたいと聞いております。

○委員（宮内 博君）

隼人保育所の場合は20時までの延長保育が19時までということになっているということではありますが、こうした場合に行政側として最初の募集条件の中でできるだけこれに近付けるようにということではあったと思うんですけども、更に引き上げを求めていくというようなことでなさるんですか。それとも行政側のほうとしては、そういうふうには言ったけれども、引き受けた先側のこの条件等がなくてなかなかできないのであれば、やむなしとなるんですか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

隼人保育園の延長保育の件ですが、昨年2月に現在運営しております金剛福祉会が保護者を対象に説明会を行いました。その場でその延長保育についても実際保護者の方と意見交換をされて決められたという経緯があります。ですので、各園の中身につきましては、やはり法人とそこの保護者が話し合っただけというのが一番適切ではないかと考えます。

○委員（宮内 博君）

ただ、その民営化によってより質の高い保育であるとかというようなことが可能性として開けるということとで説明がなされている経過もあるわけですね。当然、それは公立保育園の中では非正規の職員が非常に多くて、労働条件も年間収入200万円以下という状況にあたり、通勤手当も支給されない状況がある中で、それよりも良い労働環境をつくっていくということにも繋がるようなことも期待されているやのこともあったわけですね。ですから、個々の条件の中できちんとそこを指示している中で、それがどういうふうに関係が実際に民営化をされた中でなされているのかと、先ほども労働条件の改善の関係もありましたけど、ぜひとも一定期間調査を継続してほしいということを要請しておきたいと思います。それからこの協定書の内容に関する件についての確認でありますけど、この協定書は正式には更に契約書等を結ぶということになるんですか。どうなんですか。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

今お配りしております協定書、上に収入印紙が貼ってあると思います。この協定書というのは、表書きが協定書でございますが、一般通念上、契約書といわれるものの内容を含んでおります。ですので、この第3条は土地、建物の不動産の契約書ということで当然収入印紙が必要であるためここに貼ってあります。ですので、改めて契約書を結ぶということとはございません。

○委員（宮内 博君）

それは本会議で私は財産の処分の件について質問しました。それで今回、建物は無償譲渡だけれども土地についての有償だということで、その面積等についてお尋ねをしたわけです。それで、そのときに説明がありましたのが宅地が2,374.98㎡と。雑種地が435㎡という説明だったわけですね。それぞれ平米単価についてもそういうふうに説明があったんですけど、この第3条の契約のところを見ますと、地目はそれぞれ宅地になっているものですから、そのところをちょっと確認をしたかったのです。

○政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

こちらにつきましては、不動産鑑定証の内容でまいりますと、登記上の地目、雑種地で（現況宅地）という記載がしてございます。こちらにつきましては、登記地目としては御指摘のとおり雑種地ということになるかと思われませんが、いわゆる現況地目としては宅地としても差し支えないところではないかと思えます。実際、鑑定上では宅地としての鑑定がされているということになります。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前10時20分」

「再 開 午前10時23分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。今、宮内委員の質問に対して、この地目の変更については答弁をいただきます。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

この協定書の第3条の651番の4の地目が宅地となっておりますけれども、地目そのものは雑種地なので雑種地のほうに訂正をしていきたいと。2字削除の3字挿入という形でやっていきたいと考えております。

○委員（宮本明彦君）

2点あります。今、雑種地という話ありましたけれども、保育園の前の駐車場になっているあそのことかと思うんですけども、それでよろしいんですか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

それで結構です。

○委員（宮本明彦君）

今回、申請が1社だった。それから下井保育園のほうはなかったと、この辺、どうお考えでしょうか。今後、民営化を進めていく上で1社というのをどうお考えかというのをお聞かせ願えませんか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

説明会には4法人来ていただきました。それで結果として、国分西保育園が1法人、下井保育園は応募がなかったわけですが、応募がなかった法人に応募の期間終了後に電話で話を聞いていたところなんですけれども、やはり来年からの子ども・子育て支援法との絡みとか、12月に議会で承認されて、その

後に保育士を確保するというのもちょっと難しいかなと考えられたところもありますし、主任保育士とか園長を新たに立てないといけないと。その辺の組織的なものとか時期的なもの、そこを懸念されて応募されなかったというお話を聞いております。ただ、応募の意思というのはある程度あったところもあるみたいで。

○委員（宮本明彦君）

ちょっと関連になってしまうかもしれないんですけども、来年度、また次、下井保育園、それから東国分保育園、敷根保育園、またこれが28年度の4月からですから、また民営化予定されると思っっているんですけども、今の御答弁でしたらもっと時期を早くしたほうがいいのかというような答弁だったと思えますけれども、平成28年度4月へ民営化の予定に対して、今のスケジュール的にはどうお考えでしょうか。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

まず、担当課のほうで考えておりますのは、下井保育園の再募集をしたいと考えております。それと東国分保育園、それと敷根保育園の平成28年4月からの民営化に対しましては、今現在もう財務課に測量をお願いしています。今回ちょっと追加議案という形で遅れた理由の一つとして、その辺がスケジュール的に苦しかったところがございますので、まずは測量を早くしようと。その後に鑑定のほうも次に早めに行いたいと考えております。それで12月議会でそういう民営化の議案上程をこれまでしていたわけですが、それをできるだけ早めたいと今のところ考えているところでございます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上をもって議案第110号と112号の質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時44分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第13号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

今回「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について」が提出されましたけれども、現在聴覚障害のある多くの方がコミュニケーションの手段として手話を使っているらしいんですが、法的に手話は言語として認められていませんでした。その関係から指あて、顔の表情などにより表現している手話が学校の授業等にもなく、聴覚障害のある方々の中にも手話を使ってコミュニケーションを取っている人とそうでない人に分かれております。また、国民の多くは手話を知らず、テレビ等でも手話付きの番組が非常に少ない状況でございます。平成23年度に障害者基本法の改正により、手話が言語であることが認められたわけですが、実際に手話を広め、手話を本当に使用できるようにするためには具体的な法律を制

定する必要があるとして、全国的に地方議会等に対して、国へ手話言語法制度を求める意見書の提出を求める陳情書が提出され、多くの自治体で採択されている状況でございます。そのような流れの中で、現時点で1,300を超える自治体で採択されていると聞いております。鹿児島県内におきましては先の9月議会におきまして、鹿児島県議会が陳情書の採択を決定し、鹿児島市においても議員発議の意見書が可決されたところでございます。このような状況の中で今回陳情書が提出されました。議員の皆様の見解をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

説明が終わりました。若干今回の陳情第13号につきましては変則的な審査になっております。陳情団体の方々の説明を先に求めるところでございますけれども、日程の都合上、昼からとなっておりますので先に執行部の説明・現状をお聞きしたところでございますが、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

この陳情書が出されて初めて、聾学校で手話が教えられていないという記述がありましたので、確認いたしました。やはりそのとおりで、報告されてらっしゃる方も全国的にこういう形で授業が行われていること自体が知られていないのではないかとことでした。私どもは日頃、見るのは、手話で会話をしている方たちの光景なわけですが、なぜ手話が学校でも教えられないということになってきたのか歴史的な背景も含めて、少しお分かりであれば御説明いただきたいと思ひます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

元々、国のほうで言語として認めていなかったというところから、当然、学校の教育では、国語とか、中学校になると英語とかいう本来の言語である勉強をしていくわけですが、元々、手話は、聴覚言語等の障害のある方々が自分たちのコミュニケーションをするために作り出してきたというところがございまして、それを使って広げていく中で、実際は全部に広がるというところまでいかないものですから、学校の教育も当然ながら教育法の中で授業を持っていましたので、手話を授業として使うというところまでいきませんでした。そのような中で、コミュニケーションを使うために筆記ということ等も使ってやっておりましたし、若しくは、最近になりますと、機器の発達によりましてパソコン等のようなものを使って表示したり、いろんな機器が発達してまいりましてそういうのを使うようにしているところではございますけれども、当然、言語を認めていただいて学校教育等で使えるようになっていく必要があると思っております。ただ、その経緯は、一障害の方々のためにそこまでという認識がなかったのではないかと思っております。

○委員（宮内 博君）

障害を持っていらっしゃる方と障害のない方とのコミュニケーションが十分できるような形で、聞くところによると口の形で何を今話しているのかということを読み取るという訓練を学校では重視していると聞いているんですけれども、そのところが非常に強化されてきて、耳の聞こえない人たち同士で会話することとは別立てでされていたのではないかなと思ひますけれども、これが法律的に整備されるということで、将来的にどんなことが考えられるというか、効果といいますかその辺はどんなふうにお考えでし

ようか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

先ほどの話の続きにはなりますけれども、当然、学校の教育等で手話自体が強化の一部になると、私ども健常者である子供たちが手話を理解することができるようになる。手話を必要とする障害を持った方々は当然ですけれども、その相手となる市民が手話ができなくてはなりませんので、その中に入り込んで、小さい頃から少しずつ覚えていってコミュニケーションがかなり進んでくるということで、今、障害者基本法の中でもこれは言語であるんだというふうに認めているわけですから、当然学校教育でもそのように取り組んでいってもらえば、コミュニケーションもかなり進んでまいりますし、当然言語ということになりますと、公共機関若しくは公共の放送等、テレビ等でも手話を使った、今、字幕が出たりしていますけれども手話が画面に写って、それで分かりづらかった部分をフォローできる社会もできてくるんじゃないかと思う。今、一部のテレビ番組等でも手話を使っているのはあるんですけれども、これがどんどん広がっていったら、当然、緊急時、若しくは災害時等にそういうコミュニケーションや情報をお知らせするためには必要ですので、そういうことが進んでくると思っております。

○委員（徳田修和君）

陳情書の中でも記されていますけれども、2006年12月に手話は言語であると明記されている、あと、2011年、平成23年8月に改正障害者基本法ということの中で、国で定められてから何か国から指導といいますか、その後には何か国がとられた政策等、具体的に普及のために、今、されている現状というのが分かればお示してください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

具体的にこのことによって特別な枠はございません。ただし、障害者のサービスの中でコミュニケーション支援事業というのが強化されまして、手話の必要な方がPTAだったり、授業参観だったり、いろんな話し合いとかいろんな場で手話等が必要であるというときに申請していただければ、私どもが手配して手話通訳者を派遣する事業がございます。その部分を国も強化して当然補助金等につながりますけれども、そういうことの補助、それと手話をできる方、手話通訳者等の養成のためにがんばる市町村に対しては、それなりの補助を出すということがありまして、霧島市でもこれは以前からやっているんですけれども、手話奉仕員、若しくは手話通訳者の養成講座等をやって、なるべく多くの方が手話ができるようにということで、これは健常者の方々に対してですけれども、やっております。

○委員（徳田修和君）

そういう講習会とかかれて、手話通訳が必要な方の申請があれば手配するという、手配するための手話通訳が行える方というのは市で何人くらい把握されているんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

霧島市においては、10人ほどしか登録者はいらっしゃいません。県内に七、八十人いらっしゃるんですけれども協会を通じまして、私どもが申請をいたしましてそういう派遣の依頼をしますと協会でも県内で都合のいい方を調整していただいて、霧島市の方ではなくて、始良市からいらっしゃったり、もしくは鹿児島

島市からいらっしゃったりという形で対応できるようにさせていただいております

○委員（中村満雄君）

私も友達に口の不自由な方がいらっしゃって、筆談でやっているんですけども、先ほど10人とおっしゃいましたけれども、霧島市の職員で手話ができる方は何人いらっしゃいますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

市の職員でということで申しますと、手話ができる・できないの人数は把握しておりませんが、手話の関係の事業で、手話通訳者設置事業というのがございまして、国分庁舎と隼人庁舎に1名ずつを配置しております。それと、たまたまですけれども私どもの課の障害福祉グループに手話通訳士が臨時職員で来ておりまして、その手話通訳士は、当然、県からの依頼等があった場合には休みを取ってそちらのほうに対応することもございます。

○委員（中村満雄君）

公民館講座で手話のコースもあるみたいですが、その参加者の把握はされていますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

公民館講座とは別に私どものほうでもやっております、公民館講座のほうは、把握はしておりません。私どもが行っているものが手話の初期の段階から入門というところから始まる手話通訳の奉仕員という講習をやっておりますけれども、そちらのほうがまず20人ほど最初来ていただいて、これが入門と基礎があるわけですが、それを二つやった時点で奉仕員という資格になります。奉仕員として登録していただければ地域でそのまま奉仕員としての活動ができます。さらに、その後3講座ほどかけて手話通訳者の養成講座がございます。それを行えば最終的に県単位でやっています手話通訳者の認定試験を受けることができる状態ですけれども、最終的にその段階まで残れる人が5名くらいしか残らないという状況にございまして、通訳者の試験もなかなか難しいようで、実際この講座が終わっただけではなかなか通らないということで、霧島市でもまだ1人通った事例がございますけれども、なかなか通らず地域で活動しながら実践を踏んでいった上でやっと通るような状況でございます。

○委員（中村満雄君）

しゃべることができない方がどうして手話を習得できるのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

これは、そういう訓練でいろいろ教える側もできない方が教えたりしながら体感して少しずつ覚えていただくとということで、実際には、その障害の方が本当の手話なのか分からないんですけども、最初は取組としてコミュニケーションができる程度の形で覚えていかれるんだと思います。私どもが、講義等でやる分は、一応教材等を用意しまして、一応これが全国的にどこでも通用する分で健常者にもお教えしているわけですけれども、元々そういう障害者の方で入った方々は、独自で勉強されたりとかということだと思います

○委員（中村満雄君）

そういったハンディを負った方は、ひょっとしたら、鹿児島弁の手話とか標準語の手話とかありうるこ

とになるわけですね。これは市に言うことじゃないですけども、耳の不自由な方の統一的なそういったのは必要でしょうね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

もともと私どもが親しんでいるものは共通のものでございます。当然、日本語にしても各地方で方言等で異なるのがございますし、そういう家庭、仮にお母さんがそういう障害を持っていて、手話で子供と会話をしていく過程で子供が覚えていくというものについては、その家庭の独自の部分も出てきているんだと思います。これは当然、国できちんと整備されていけば、広がる部分が共通なものが広がっていつてできるということ。当然、英語等もその地方の言葉があるようですので、私どもは標準語という形でこれが言語としてきちんと固まっていけばそれなりの効果が出てくるんだと思っております。

○委員（植山利博君）

二、三確認をさせていただきたいんですけども、まず私自身も勉強不足でなかなか知識がなかったところなんです、手話言語法を制定することについて1,300の自治体が意見書を提出しているということで、おおよそ国民的合意が得られているんだろうというふうに理解するわけですけども、国の方でそういうことを受けて、言語法の成立に向けての動きがどういう状況なのか把握をされていけばお示しいただきたい。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

国もこれに取り組む意欲がございまして、進んではいると思うんですけども、実際には国がはっきりと法律を制定し明記したといたしましても、それで終りということではございませんで、これは、各自治体が今度は条例等でいろいろ審議してその形を出していつて、実際の教育の方の、先ほど申しました、使えるようになるためにも法律等の整備が必要ですので、これは取りあえず、今皆さんから陳情をこれだけたくさん出していただいた分が、国のほうに伝わって、少しずつ動いていつてということで、実際、先ほど説明したような形が実際に動くのには年数が掛かると思っております。

○委員（植山利博君）

この趣旨が法制化されて、現実に機能するには、例えば学校教育の中で正課の授業として手話が取り入れられる。そして全ての国民がある一定のレベルまで手話を活用できるということが成果としてなければ、この法は本当の意味で機能するということにならないと思いますけれども、やはりそういう方向には国も目指しているという理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

一応そういうことで理解していただければと思います。

○委員（蔵原 勇君）

具体的なことをお尋ねしたいんですけども。先ほど霧島市内には10人前後の手話の方がいらっしゃるのとことですけども、女性の方が多いんですか、男性が多いんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

10人については、ほとんど女性の方でございます。この10人というのは、県の認定を受けて、実際に要

請があった時に出られる登録を受けた方が10人でありまして、手話奉仕員の講座を受けて実際に地域でボランティアで活動されたりという方々で、簡単な対応ができる方々が二、三百人はいらっしゃいます。この10人については、緊急時等にきちんとした場所で対応ができる方々でございます。

○委員（蔵原 勇君）

本市で、市民会館あたりで、例えば成人式とかで、一般市民に分からないような場合は霧島市民の10人の方なんですか、それとも県に要請されるんですか。その場合は具体的にはどのようにされるんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

それぞれ、いろんな団体が申請をしていただく形で判断して、県の聴覚障害者協会が派遣をする時に調整していただいて、登録されている方は対応できる方がほとんどです。若干、専門的な部分でできない方がいらっしゃいますので、その時にそういう方を対応して出していただくと。霧島市の10人といっても、10人が何でも対応できるかというわけではございませんので。

○委員長（時任英寛君）

依頼があった場合、協会のほうに依頼をして協会から派遣をしていただくということで理解してよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

当然、それぞれの自治体で申請していただきます。私どもは県の協会と1件500円だったりの委託契約を結んでおりまして、それでお願いしまして、向こうが調整をしていただくということです。こういう方がいらっしゃいましたということで報告をいただいて、支払等も市で行うということになります。

○委員（宮本明彦君）

県内・市内、聾者・ろうあ者といわれる方は何名くらいおられるんでしょう。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

人数的に把握するのが難しいんですけども、私どもが持っている霧島市で聴覚障害という身体障害者手帳を持ってらっしゃる方が約600人ほどいらっしゃいまして、言語障害の方が約60人くらいいらっしゃいます。ただし、障害があるということで、どうしても手話を使わないといけないということもなくて、当然、私どものサービスの中に聴覚が弱いと補聴器とかいうサービスをして対応できる方々もいらっしゃいますし、いろんなサービスがコミュニケーションの支援のためとか通信機だったりというサービスを受けて対応できる方もいらっしゃいます。あとは、内耳の手術をしたらよくなるという方々もいるということで、その部分は、ろうあ者が何人とかいう形で言うのは難しい状況です。県内でという部分につきましては、把握しておりません。

○委員（宮本明彦君）

鹿児島市内に県立の聾学校があったんですけども、県内では聾学校は一つだけだったのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

鹿児島市に一つだけでした。以前、霧島市からも通学していたのですが、なかなか学校自体が少なくなっている状況です。

○委員（宮本明彦君）

霧島市にそういった子供さんがおられたら、通うか、霧島市内でも小学校とかで対応ができるものなの
でしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

まず、通っていただくということになりますと、寮だったり、向こうで生活するということで移って
いただくという方もございます。ただし、霧島市の関係で申しますと、支援学校自体がこちらでいうと加治
木と牧之原が二つしかございませんし、そこまでは対応できない状況でございます。

○委員（宮本明彦君）

市町村で手話言語条例を作っているところもあるというか、作ろうとしているような例もあるよう
ですけれども、霧島市として条例を作っていこうというお考えはありますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

霧島市としましては、今、サービスを充実しながら、多くの方に知っていただくという方向性は
ありますけれども、その部分につきましては考えていないところです。

○委員（宮本明彦君）

他市町村で条例を掲げた例も既にあると考えてよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

実際の形では私どももニュース等で情報を知るような状況でございまして、その情報でしか持ってい
ませんので、中見についてもお答えするまでいっておりません。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

続きまして陳情第14号「霧島市民の医療を充実するための陳情書」を議題とします。ただ、この陳情第
14号につきましては生活環境部、保健福祉部、両所管にまたがる陳情内容であります。保健福祉部の関
係につきましては全ての子ども医療費の病院窓口での無料化、現物給付方式を図ること、この部分につ
いて保健福祉部の内容となっております。この件についてだけの質疑となっておりますので御了承いた
だきたいと思えます。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時15分」

「再 開 午前11時16分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの議案第110号、第112号の関係の補足説明になりますか、執
行部の説明を求めます。

○保健福祉政策課長（上脇田寛君）

先ほど、宮内議員から隼人保育園の正規職員数の内訳と臨時職員から正規職員になった方々は何名かと

いう質問に対してお答えいたします。まず正規職員の10名のうち、園長1名、主任保育士1名、看護師兼副園長1名、この3名の方々は、移管法人からの人事異動で正規職員になっていらっしゃると思います。保育士7名の内訳は、臨時職員から正規職員になられた方が4名、移管法人の人事異動による正規職員の保育士が2名、新規採用職員が1名ということで合計10名が正規職員になっているということをお聞きしました。

○委員長（時任英寛君）

以上で説明が終わりました。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時17分」

「再 開 午前11時24分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第14号「霧島市民の医療を充実するための陳情書」のうち保健福祉部関係に関わる陳情事項についての説明を求めます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

先の本会議におきましても現物給付方式にすることに関しては霧島市議会から県知事宛に意見書が提出されたことは御承知のことでございます。市においても現物給付方式の導入を希望しておりまして、鹿児島県市長会や福祉事務所長会において県下全部の市が共同して県に対する要望を行っているところでございます。来年に向けての状況として、特に県において新たな情報は入っておりませんが、現物給付方式の導入については医療費の増高が懸念されるところでございますけれども、子育てがしやすい環境づくりのために現物給付方式の導入を引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

県についての動きの補足を申し上げます。平成26年11月、日にちまでははっきり聞いておりませんが、平成27年度政府等の予算編成等に関する提案事項ということで鹿児島県開発促進協議会、それと鹿児島県という連名で国に対して、要するに平成27年度に提案したいことということで要望書が出されておりました。その中で地方単独医療費助成制度の充実強化のための支援という項目の中で乳幼児医療費助成制度、助成対象、就学前までの乳幼児、自己負担一人月額3,000円、所得制限、支払方法自動償還払いですとか、県の実情・現状を申し上げられて国において新たな医療費助成制度を創設することということで、窓口における無料化等の具体的な要望ではございませんが、国において新たな医療費助成制度を鹿児島県の現状はこうですということを基に要望をされているようでございます。尚、鹿児島県開発促進協議会構成団体としては鹿児島県議会、鹿児島県市長会、鹿児島県市議会議長会、鹿児島県町村会等々となっております。

○委員長（時任英寛君）

執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。

○委員（宮内 博君）

主には、県が実施をするのかというのが大きな鍵を握っているということになっている。沖縄を含めて九州各県の中で、実施をされていないのが鹿児島県と沖縄県だけということでして、全国的にも増える傾

向にあるという状況なわけですが、全国で見ても確か7県だったと思います。今、部長からの報告でも、11月に県が提出をした要望書の中には、具体的に盛り込まれてはいないと、だけでも、医療費助成に対して新たな取組を促すような内容になっているということですが、全く触れていないという話でしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

提案事項の提案の内容として読み上げますと、地方単独で実施している乳幼児・重心障害者及びひとり親家庭に対する医療費助成については、全国的に都道府県及び市町村がそれぞれ独自の方式で実施しており、自治体の財力等の違いにより助成する対象や自己負担額に格差が生じていることから前置きして、国において新たな医療費助成制度を創設することと述べて、鹿児島県における乳幼児・重心医療、ひとり親の現状を綴っているということでございます。

○委員（宮内 博君）

県がこの事業をなかなか実施しないということになりますと、霧島市としてそれを待つしかないのかという点が出てくると思うんです。例えば、霧島市で治療を受けてらっしゃる分には対応できるけれども、始良市とか鹿児島市に出かけて治療した時にどうするのかというような課題などもあると。システムの改修にも多額の費用を要すると。もう一つは、病気の時に駆け込んで、保護者の負担感というのがなくなって、医療を安易に受けるようなことになるのではないのかというのが理由としてこれまでも挙げられてきた経過があるんですけども、実際に九州各県で見ても鹿児島県と沖縄県しか現物給付を取り入れてない県は残されていないということですので、その辺の懸念は払しょくされているのではないかと思うんですけど、鹿児島県が遅々として取組をしないという中で、自治体としてどうするのかということの庁内での議論というのはこれまでどんなふうになされているのかお尋ねしたい。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

鹿児島県における過去の県議会での質問の答弁として、理由として挙げてらっしゃるのが、ほかの県の導入例から、医療費助成額の増高が見込まれること、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が現物給付になると減額されるということで、県だけではなくて市町村や国保の保険者への影響があるということ。それから、現制度の枠組みの中で、適切な医療を受けていただいていると考えているということから、現物給付を導入する市町村に対して県が助成することは現時点で考えていないということをおっしゃっています。霧島市が単独で進めた場合、リスクがある点として、国保の何らかのペナルティがあるということ、現在の乳幼児医療費助成に関する部分の県の助成がなくなること、そういったいわゆる財政面でのリスクがございます。もう一つには、県内で現物給付をするとすると、国保連合会、社会保険診療者支払報酬基金等とレセプト、医療機関の窓口で霧島市の保険者であって、現物給付にしますよというためのシステムの構成が霧島市だけでやるとなると相当の負担がかかると。特に国保連合会も県内の一まちだけのレセプトについてそういう処理をするということが非常に困難であるということ、そういったことから霧島市としては、単独で導入するのではなく、県下足並みを揃えてということで、市長会、県の福祉事務所長会においても、そういう議論をし、要望をしているところでございます。

○委員（植山利博君）

今、現在、2013年10月から中学卒業まで、月額2,000円を超える部分について、助成を広げたわけですが、このシステムは今後まだ続けられるつもりでいるのかどうか確認させていただきたい。それから、中学校卒業までということですが、どこから中学校卒業まで、この辺を小さくするとか、そういうような考えがあるのかどうか。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

現時点では、財源確保の問題と県の制度を超える部分については、市単独で扶助費を賄わなければならないということもあります。そういったことから、まずは今の制度、中学生まで拡大をし、2,000円は毎月負担を頂くという制度が完成したのは、平成26年度になってからでございますので、平成26年度の医療費の動向も見ながら、どうしていくのかについては検討していきたいと思いますが、財源確保というのが一番問題になってまいりますので、将来への財政的な負担を続けていくということも考えなければなりませんので、慎重に検討したいと思います。

○委員長(時任英寛君)

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、陳情第14号の質疑を終結します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時38分」

○委員長(時任英寛君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第12号「原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書」を議題といたします。この陳情12号につきましては11月14日に陳情団体をお呼びいたしまして説明・質疑を終えておりますので、本日は自由討議に入らせていただきたいと思います。陳情第12号の自由討議に入ります。

○委員(宮内 博君)

本陳情書につきましては、前回の委員会で議論をしたところです。その後、執行部から資料を示され、さらにこの問題についても議論いたしました。私の認識の中で一つ大きな変化があったのは、自然エネルギーに政策的な転換をするということ、全体的これは国レベルの問題ではあるんだけど、霧島市にそれが可能なかということで見ると、執行部から示されました霧島市の中にある再生可能エネルギーの導入状況、そしてさらには、今後計画をされている再生可能エネルギーの計画等を見ますと、平成25年度の年間電力需要量推計で市全体の需要量が117万8,666MW/hということで推計がされておまして、これは平成25年ですよ、これは計画をされている自然エネルギー等を全て含めると131万3,504MW/hということでの試算がなされていて、その自給率は111%という推計が示された。このことによって現在、私が認識したのは原発が止まって1年2か月ですけど、全国どこも原発は稼働してないですよ。そんな中でも、霧島市では再生可能エネルギーを全て計画中のものを稼働させると電力を賄うことができるというこ

とを数字的にもここで示されたというのが私の新しい認識でした。その辺、今日は自由討議ということで、委員の皆さんがどんなふうにお感じになっているのかということについて議論ができればと思います。

○委員（中村満雄君）

陳情者の意見を聞く時に、私はその太陽光発電には懸念材料がたくさんあるということを申し上げました。この後で、口輪野の太陽光発電に関して執行部からは丁寧な説明を受けたわけですが、今後、太陽光発電の設備とかそういったのは、どのようにして構築されて、廃止されていくか、その辺の筋道というのは今後、国が考えるということも示されております。現在は、太陽光発電に対しては懸念材料があるけれども、懸念材料を払しょくするような形で太陽光発電の事業者がしっかり守ってくれさえすれば、再生可能エネルギーとしての考え方ですか、あくまでも市とかが、しっかり事業者に対して懸念材料を払しょくするように動きなさいよとかそういったことを求める必要があるのではないかと強く思った次第です。

○委員（植山利博君）

宮内委員から霧島市内に建設予定、若しくは既に稼働している、また今後、太陽光に限らずバイオマスであるとか地熱であるとか、様々な再生可能エネルギーの発電規模が霧島市内における消費電力を賄うに足る規模であるというような趣旨の発言であったわけですが。計画段階としてはそうだろうと思います。また、霧島市の消費電力と霧島市の発電可能な計画されているものはそうであろうと思いますが、やはり、鹿児島県全体、それから今日本全体の需要と供給ということを考えるならば、やはり今の段階で一気に再生可能エネルギーと自然エネルギーだけで賄えるかということについては非常に不確定な要素があると判断が付きにくいということであろうというふうに思っております。先の本会議においては、3本の陳情がそれぞれ処理をされたわけです。私は、二つの陳情には反対をし、原子力に依存しない自然エネルギー政策に今後、修練すべきだという趣旨で薩摩川内市の新たな原発の増設には反対だという立場をとったわけでありましてけれども、今の状況を考えれば、やはり福島第一原発事故後の新たな基準を持って安全性を確認されたと認められるものについては、一定の期間、再稼働やむなしだろうというふうな見解を持っております。しかし、将来にわたってはやはり原子力に依存しないエネルギーのベストミックスを構築すべきだろうと。その時期が、民主党は2030年というようなことを言うておられますけれど、どの時期に来るかということは今の私の持っている材料では判断は付かないわけですが、一定の時期に到達すれば廃炉を目指すべきだというふうに思っております。それと、今回、12月14日に衆議院の総選挙があります。ある意味では、今回の総選挙はアベノミックスのこれまでの政策的な是非、それから、社会保障の財源をどこに求めるか、そして将来的なエネルギー政策をどのような形で構築するか、それぞれの政党が主張しているところでもあります。前回、今日、結論を出すべきではないかという趣旨の発言をいたしましたけれども、今、正に衆議院の選挙中であり、この選挙を通じて国民の考え方の結果、総意というものがある程度確認をされるのではないかというような思いもありまして、衆議院選挙の結果を踏まえた上で判断してもいいのではないかというふうに今現在思っているところです。

○委員（今吉歳晴君）

原発が稼働してない現在におきましては、火力発電が電力のほとんどを賄っているわけですが、この火力発電所につきましては、石炭・石油・ガスそのほとんどを輸入に頼っているわけで、経済動向それから為替相場によって左右されなければならないような現状を考えると、片方では二酸化炭素の削減という義務もあるわけですが、そういうことを考えますと火力発電にしてもある程度セーブしていかなければならないような状況にあるのではないかと思います。それから、自然エネルギーですが、太陽光、バイオマス、風力それから地熱それぞれあるわけですが、これが電力の20%、30%あるいは40%電力供給ができるような状態になるまでは、やはり私は原発を稼働させながらこのことに取り組むべきだと思います。従って陳情については、私は反対であります。

○委員（植山利博君）

この陳情の主題は、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情という形で、陳情者がみえたときも、この趣旨に反対する人は誰もいないでしょうという発言をいたしました。それで、陳情者に対する質疑を重ねる中で、陳情事項の1原子力に依存しないエネルギー政策の転換することを求める決議をしていただくことということで、確認をしたら、原子力に依存しないということは、原子力を即廃止するのだと、再稼働を許さないのだという趣旨だということでありましたので、先ほど私が言ったようなことになるのかなと、タイトルと提出された方々の趣旨とは若干違っているのかなという思いがあったということも付け加えさせていただきたい。

○委員（宮内 博君）

確かにそういう議論があったということは確認をしておりますけれども、陳情書の中で求めているのは、1項だけですよ。依存をしない政策の適正な転換というので見た場合に、霧島市は可能だということも言えるという点で申し上げたわけですが、皆さんにお尋ねしたいのですが、文書の中で、現在の原発技術の問題点というところで、福島原子力発電所の事故を受けて、事故を起こした時に、未曾有の災害に拡大するという点は当然のことですが、原発を動かすことによって、新たに作り出される高レベルの放射線廃棄物を処理する能力を今人類は手に入れていない。実際に川内原発でもそれが敷地内にストックされている。持ち出す先も決まってないということです。動かすことによって再生産されていく、当然、増えていくと、そして、どんどん空きスペースを埋めていくということになるわけですが、青森県の六ヶ所村などで2兆円で処理施設の建設が進められた経過があるんだけど、まだまだ2013年度も試験運転の状態のままだという状況です。それを処理する方法がない中で稼働するというのは限界があるのではないかと、今、止まっている段階できっちり再確認をしていくということが非常に求められているという側面も、原発を動かしてはならないという陳情の中に盛り込まれている提案ではないかと思いますが、皆さんはどうお考えですか。

○委員（徳田 修和君）

確かに、宮内委員おっしゃるとおり、処理の方法等もまだ確立されていない現状で、今、再稼働ストップされているところも、廃棄物に関しては施設内で管理せざるを得ない状態であると思います。国内全部。

今、止まっている状態で、管理するにも莫大な費用が掛かっていくという費用部分、何も今、電気を生み出せていない施設に対して、生産性のない施設に対して、考えている間、ずっとストップして管理費だけを膨大に投入していかざるを得ないという形では、ゆくゆくは原子力を全て廃止していくためにも、計画がストップしていくことであって、できれば、動かしている電力、生産されている資金を元手に廃棄物の処理施設等を考えていくほうが長期的な原発廃止に向けては有効な手段だと自分は思っています。どうしても動かさない施設というものをケアしながらゼロに向けて着実に歩いていくべきだと思いますので、今あるものを全て動かさずに処理方法を模索するよりは、動かせるものを動かすことによって資金を調達し、その資金を元に処理できる施設を早急につけていくということが現実的なのではないかと思っております。

○委員（宮本明彦君）

この本会議で、陳情第10号、第11号特に川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書というのは、一旦結論は着いたというふうに考えております。そういう中で陳情第12号の中でそれを入れるか・入れないかというのがポイントであって、私としては、原子力に依存しないという言葉がある意味においては、今のところは賛同しかねるかなというところでもあります。本当にこの陳情を活かして自然エネルギー政策に転換を求めるというのを、県に出すべきなのか国に出すべきなのか、市に出すべきなのかというのはありますけれども、そういう意見書として自然エネルギーという部分だけをピックアップして意見書として出すというのであれば大いに賛成する部分はありますが、現状の植山議員が言われたことに、再稼働反対だということだけでこの議案を審議すべきではないと思っています。反対にそういう意味では分けて考えられないのかというところは、また議論いただけたらと考えています。

○委員（中村満雄君）

先の本会議で再稼働反対の討論をいたしましたでしたが、結果としては不採択になったわけですが、この文章は確かに宮本委員がおっしゃるように陳情事項としては、原子力に依存しないということは、100%依存しないのかどうかそこらへんは非常に読みにくいところなんですけれども、依存度を下げるとそういったふうに読むとすれば、ほとんどの委員の方が容認できる部分じゃないかと。依存度を下げると、例えば私たちの委員会ですらそういったことを追記した上で持っていくということはできないのであろうかというのは思います。

○委員（植山利博君）

中村委員、宮本委員が言われるように、これを分けてというか我々の委員会独自で国に対して意見書を皆さんで合意ができるところでつくる分はそれで結構だと、ただし、この陳情者の趣旨は、本人から聞いたとおりの趣旨でありますので、とりあえず今回はこの前来ていただいた陳情者の趣旨・論点、そして陳情書について判断をすべきだと。その上で、当委員会の総意として何らかの意思表示をするのは議論を重ねた上で結構かなというふうに私は思います。

○委員（宮内 博君）

先ほど申しあげましたように、何をこの陳情者が求めているかという点では、陳情事項の中に明記をされている1点ですよね。同時に、それを決議することによって県知事に対して意見書提出をしてもらいた

いという内容であって、県知事に対する意見書の内容も県民の生活安全に責任を持つということで、自然エネルギー転換を求めるように国及び原子力規制委員会に対応することを求めるという内容のものなわけです。ですからそこまで求めていないというふうに解釈できると思うんですね。ですから、冒頭、前回の議論の中であったように陳情事項そのものには、多くの皆さんが賛同できる内容だということであれば、求めている要求も陳情事項とそれから決議案の中に示されている部分ですから、皆さん全員賛同できる内容じゃないですか。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。これで陳情第12号の自由討議を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後0時00分」

「再開 午後1時05分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第13号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。ここで陳情者の方の説明を求めます。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長（種子田千博君）

昔から障がい者の中で車椅子とかの場合は大変だとか、見て分かる。聴覚障害者の場合は見ただけでは分からなくて、なかなか今の理解をもらっていない場合が多い。それで、視覚障害者の場合は昔から歴史でも勉強していると思いますけれども、びわ法師とか有名ですけれども、聴覚障害者の場合は全く聞こえないから何を言っても分からない、周りが聞こえない人たちに何か伝える余裕を持っていなかった。それからいろいろ決める人たちが運動をしてきたのだけれども、手話はまだまだ言語と認めるまでは至っていない。手まねとか猿まねとか言われてきている。それで国際障害者年とかいろいろ障害者のためにいろいろな条約を進められてきているけれども、日本においてはまだまだで、手話は言語であると日本も認めた。認めたのだけれども、法律的には保障というのは何もない、その法律を国に決めてほしい。そのために市町村から条例として出して、国を動かしてほしいという意味で陳情書を提出したのです。

○委員長（時任英寛君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。ここで質疑を求めます。質疑につきましては手話を介して行いますので、ゆっくりと発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

先ほど市の担当部署をお呼びして、若干この陳情書についての見解をお尋ねしたところでございますけれども、まず、この文章にありますように聾学校では手話は禁止されていたという記載があるのですが、私も勉強不足でその辺の事実関係は知らなかったわけですが、そのコミュニケーションの道具として手話というものは私からすると重宝なものだと、重要なものだという認識をもっているのですが、聾学校で手話の授業なり教育がなされなかったのではなくて禁止されていたということの経緯・背景がお分かりであれば教えていただきたいのですが。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

私の場合は途中で聞こえなくなっているから細かくは分かりません。聾学校の経験はありません。今まで手話を勉強している中で知っていることをお答えします。聾学校では聞こえない人たちに声を出すためには手話を使えば声が出さなくなる。その考え方を昔から持っている。だから先生が手話を禁止しているから学校では使わない。勉強以外では内緒で個人個人のコミュニケーションのために使っている。正式な手話でなくて、昔からろうあ者が教えている手話を使っている。今使っているのは日本語に合わせている手話。でもろうあ者の場合はまた少し違います。聾学校が聞こえる人たちに何を喋っているか分かるように、声を出すようにするために手話を禁止しました。

○委員(徳田修和君)

先ほど説明を執行部のほうから受けたのですが、その中で手話通訳者が必要な場合は行政のほうに要請をすれば手話の通訳をしてくださる方をお願いができるというのを聞いたのですが、先ほどパンフレットを頂いた中を見ると、通訳者の派遣を役所の判断で断られることがありますという記入がありました。そのような事例があったら教えてください。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

霧島市内の場合余りありません。例えば、宮崎に行って子供が学校に入る。その場合に通訳者の報酬が必要になる。県外や東京に行く場合は難しい。四国では実際にそのような事例がありました。裁判までいって、関係者が裁判の費用をカンパした。もう解決したみたいだけれども。全部通訳がもらえるのではなくて、その通訳の内容でも選んで、これは通訳ができる、これは難しいとか、自分たちは全て通訳を求めらるんだけれども、通訳を全てやれば費用もたくさん必要なのしかたないかなと思う。あとは逆に今日のような場合は言われることが分からないから、手話があれば皆さんも助かるのではないかなと思います。

○委員(植山利博君)

先ほども少し議論をしたのですが、この法律が成立をして、実際に運用が始まった場合に、ろうあ者の方々だけでなく、一般の健常者の方も手話についての学習をすることによって、多くのコミュニケーションが可能となると。そうすると一般の小学校・中学校の場でもそういう授業等の導入が実現していくのではないかなと思うのですが、そのためには若干の時間と体制整備が必要になるだろうと思いますが、そのことについてはどのような見解をお持ちですか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

手話を学ぶ人が増えれば、障害を感じなくなると思います。いつでもどこでも手話があれば、障がい者だと思わないと思います。

○委員(宮内 博君)

先ほど聾学校では手話を禁止していると。現在もそういうふうになっているとお聞きをしているのですが、特になぜ禁止しているかということで、先ほど声を発する機会がなくなるということで御紹介を頂きましたけれども、聞いたところでは健常者の人たちの口の動きを見て、今何を話しているのかということ障害を持っている人たちが理解ができるようにしているということだったわけですが、求

めているのはそういうものと併用して手話できちっと授業ができるような形でも改善してほしいということも入っていると理解してよろしいですか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

先生も手話で教える, 子供に教育の差別をなくしてほしい。例えば先生が喋っていても何か分からない。だからパソコンに文字が出るとか, いろんな方法を使って情報の保障がほしい。勉強の方法とか情報の保障がないからやはり国語にしても理解力が少し弱い。だから手話にいろいろプラスして情報を保障してもらえばできると思います。そのためには法律で決めてもらったら, 強制力があるのではないかと思います。

○委員長(時任英寛君)

確認させてもらいます。聾学校において口の動きをもって話の内容を理解するという事業が行われていますけれども, 今後は手話の授業も並行して行ったほうが良いと, このように理解してよろしいのでしょうか, そして今種子田さんから話されましたように様々な情報機器が開発をされている。それも同時に使った授業ということで進めていただきたいと。このように理解してよろしいでしょうか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

はい, そうです。

○委員(植山利博君)

手話というのは日本語という言語をやり取りするための手法だと私は理解しているのですが, 今いろいろな情報ということでもありますので, 外国語を含めた形の手話というのは存在するものですか。それとも日本で使われている手話という媒体を使って外国語を翻訳することは可能なのか。もし御存じであれば教えていただければと思うのですが, つまり世界共通の手話みたいなものが存在するのでしょうか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

方言があるように手話にも方言がある, だから同じ日本でも北海道と鹿児島県では少し違うところがある。でもそこは, ろうあ者は会えば理解できる。あとは国際手話というのがあります。日本のろうあ者の中でも外国に出ていく人たちは国際手話ができる人もいます。私は分からないけれども。

○委員(蔵原 勇君)

種子田さんにおいては私が住んでいる所の近くの方で, 大変緑化の関係とか役所の入札の問題とか, 報告, 仕事が終わったときの報告, これについて役所から手話でされるのか, 文書でされるのかいかがですか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

市役所の仕事関係では, 福祉事務所に手話通訳者がいます。例えば建設部とかに用事があるときは一緒に行ってもらう。それで通訳してもらって, 本当は各課に手話通訳ができる人がいれば一番いいと思うのだけれども。まだまだです。

○委員(蔵原 勇君)

こういうことを役所にしてほしいとか, 要望とか意見というのは過去においてありましたか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

通訳が一応いたから特別要望はしていません。例えば仕事関係で資格を取れと言われたときに、自分で通訳料を払って、宮崎に行って、そこで通訳料を払って資格を取る。資格を取れと言われたら仕方ないから、自分で通訳料を払って資格を取る。

○委員(宮本明彦君)

インターネットを見てみると日本手話言語法案というのが掲載されていましたが、この内容は御存じで、かつ、この内容的にも妥当というか、こういうものであったらいいよというお考えでしょうか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

まだ思案中です。

○委員(宮本明彦君)

今テレビでテロップが流れますよね。例えばニュースのほかにドラマでもテロップを流す方法があるのですけれども、そういう意味ではなくて、放送という部分でもテレビの下の画面の一部に手話が流れるということが必要だと考えておられるのかどうかお聞かせください。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

総理大臣の話とか政権放送のとき最初は通訳が出てきたときに話をしている人と二人を撮るのだけでも、途中でカメラマンが話をしている人だけ撮る、聴覚障害者のことを考えていない。通訳を見て情報を取るから総理大臣が話をするときでも通訳のほうを映してほしい。字幕はあっても最初話をしたとおり、国語の力とかが弱いために文章の理解は難しい方もいらっしゃる。字幕が付くから分かるわけではない。手話があれば手話だけでなく顔の表情を読み取ってろうあ者は分かる。

○委員(中村満雄君)

陳情書は国に法律を作してほしいという内容ですが、ちょっと別件になりますが、霧島市に対してこんなふうにならないとか、こうしてほしいとかそういった要望はないですか。

○国分地区身体障害者福祉協会聴覚部長(種子田千博君)

職員は手話を学んでほしい。前は霧島市消防局が手話の勉強をしたいということで行ったのだけれども、夜何回か通ったけれども緊急の出動が多すぎて難しく没になった。病院にも手話のできる人がほしい。専門でなくてもある程度手話ができ、難しい場合は通訳専門をお願いするとか考えてほしい。霧島市医師会医療センターは通訳はいない。通訳がほしい。

○委員(中村満雄君)

先ほど1,300自治体がこの意見書の提出ということをしてそういった方向で動いているみたいですが、依然として国の動きというのは、いつこの法律が作られるのというところと来年・再来年というわけにはいかないかもしれない。そういった意味では今おっしゃったように市役所に誰かがいる、医師会病院に誰かがいるとかそういった形にもっていったらいいなと思います。そういった意味で我々も同じような気持ちですので、できるだけそういった方向には私個人の考えですけれども動けたらいいなと思います。

○委員長(時任英寛君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑を終結します。ありがとうございました。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時32分」

「再開 午後 1時33分」

再開します。陳情第13号の自由討議に入りたいと思います。自由討議はありませんか。

○委員（宮内 博君）

執行部からの説明も受けて、陳情者からの説明も頂いたわけですが、今回こういう形の陳情書を受けて、新しく学ぶことができた部分もかなりございました。同時に障害を持つがゆえに健常者が感じない不便なことを多々経験しているという思いも感じ取ることができたわけです。最後に霧島市立医師会医療センターに駆け込んだ時に通訳の方がいらっしやらないとおっしゃいましたけれども、そういう場面というのは要所に出くわすのではないのかなと、そんなふうに思いました。今回は耳の不自由な方を対象にした陳情書ということになっているわけですが、本環境福祉委員会が担う、そういう障害をお持ちの方の様々な要求や願い、そして新しい対応策を考えてほしいという、そういうことを私どもが再認識するという点で、非常に有意義なことでした。今後こういう機会が増えればいいのかなと思います。同時にこの意見書を採択して、早期にそういう対応ができるような環境をつくっていくというのは大変大事だということ認識したということをお願いいたします。

○委員（中村満雄君）

宮内委員と同様ですが、聞こえない、話せないということで住民サービスを受けられないとかそういうことに対して非常に良くない状態であると、そういった意味ではこのような意見書を提出するということに対しては全面的に賛成ですが、詳細は確認できていませんけれども、市町村でそういった条例を制定しているところもあります。そういった意味では執行部のほうにはそのような事例というのを調べて、霧島市として参考にして制定する気はないかとか、そういったことを促す必要があるのではないかと私は思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よって自由討議を終了いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第13号、「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について」は、原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第13号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時38分」

「再 開 午後 1時39分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。陳情第13号の委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（中村満雄君）

仮に手話言語法制定を促したとしてもそれがいつになるか分からないと。そういった意味では今陳情者から伺いましたように、実際市のサービスを受けられない、医療サービスを受けられないとかそういったことがあるということで、その辺を執行部に促すということと、手話というのは言語であるということ念頭に置いた条例を定めている自治体も存在するというので、そのような条例制定に向けて積極的な検討を促すようなことを追記願えたらと思います。

○委員（宮内 博君）

今の話と重なる部分もあるのですけれども、私どもはそういう目線でしっかり見るという機会が意識的にないとなかなか見えないということです。具体的に市の行政を進めていく中で、そういう障害を持った方たちがどういう点で健常者と違って苦勞しているということを再度執行部としても確認をするといえますか、そういう機会が持てるような体制というのにも必要ではないかと。同時にそういうところに可能な限り人材的な派遣ができるような対応策も検討をぜひ、していただきたいということをつけ加えていただければと思います。

○委員（宮本明彦君）

今宮内議員が言われた内容、この環境福祉常任委員会でもそういうことを検討しようという意味で理解したらよろしいですか。

○委員（宮内 博君）

委員長報告に付け加える点ということでしたので、申し上げましたけれど、先ほどの自由討議の中で言いましたように、本委員会が所管をする分野でありますので、今回こういう形で議論ができたということは大変有意義だったと思います。今回が耳の不自由な方が対象でしたけれども、ほかにもいろんな障害をお持ちの方もいらっしゃるわけで、そういう機会があればここでも閉会中の調査としてできるものであるわけですので、その辺は積極的に取り組む時間と皆さんの合意が得られれば、進めていけばいいのではないかと思います。

○委員（植山利博君）

仮にこの法律が成立して、それが運用されるようになっても小学校・中学校の正式な科目として学校教育の題材に取り上げられるまでには相当時間が掛かると思うのですよ。ですから例えば霧島市の小学校辺りの総合的学習の中で、完璧な通訳ができるまでのレベルではなくても簡単なコミュニケーションが取れる程度の今霧島市が行っている手話通訳の初期講座程度の機会を小学生などにできる場面があれば積極的に導入をすべきだと思いますので、今後可能な限りそういう機会をつくっていただきたいというふうに

付け加えていただきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

先ほど陳情者の方に霧島市への要望はということで中村委員のほうからお尋ねがあったときに医師会医療センターに通訳がないというのは本当に由々しき問題かなと思いますので、そういう対策を早急に取っていただけるようなことを求めたいと思いますので、付け加えて頂ければと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。今皆さまから出された御意見を基に委員長報告をまとめたいと思いますが、委員長報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって委員長のほうで責任をもってまとめさせていただきます。それでは今陳情第13号につきましては採択すべきものと決定しましたが、この意見書につきましては環境福祉常任委員会において提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時55分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第13号については先ほど全会一致で採択するものに決定しました。意見書につきましては議長に一任したいと思います。これに御異議ございませんか。

○委員（宮内 博君）

既に意見書についてはひな形が添付をされております。ですから委員長の報告の中にはその部分を入れていただいた上で議長に一任するというを報告いただいたほうがよろしいのではないですか。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時58分」

「再開 午後 2時20分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。委員会の写真撮影の許可の申し出があります。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

委員会審査の支障にならないような形でお願いします。次に報道機関より本委員会の録音の申し出がありました。これについて許可してよろしいでしょうか。

○委員（植山利博君）

一般的には本会議での録音はできないという形になっていると思うのですが、委員会も本会議に準ずるという理解をしていますが、その確認をさせてください。

○委員長（時任英寛君）

本会議においては原則録音はできないということになっております。ただし、議長の許可がある場合においてはこの限りではないということでございます。よって皆さま方にお諮りします。

「休 憩 午後 2時22分」

「再 開 午後 2時30分」

○委員長（時任英寛君）

再会いたします。本委員会の録音機による録音の申し出がありました。これにつきましては休憩中についての録音はしないという大原則のもとで許可をしてよろしいでしょうか。

○委員（蔵原 勇君）

休憩中も録音をしていたらどのような処置を取るのでしょうか。

○委員長（時任英寛君）

ここは削除をしていただくこととなります。

○委員（蔵原 勇君）

委員長はそういう見解でしょうが、こちらのほうとしてはどういう考えかという、それを聞いてくださいよ。

「休 憩 午後 2時31分」

「再 開 午後 2時33分」

○委員長（時任英寛君）

録音機の録音については今申し上げたとおりで許可をいたします。それでは陳情第14号「霧島市民の医療を充実するための」陳情書を議題とします。ここで陳情者の説明を求めます。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

私は霧島市社会保障推進協議会の副会長をしております吉見と申します。この度はこういった陳情に関して審議をお願いするというところでありがとうございました。初めに私たち霧島市社会保障推進協議会について簡単に御案内をさせていただきたいと思っております。私たちの社会保障推進協議会というのは霧島市の市民、医療機関、労働組合等々が集まりまして、霧島市が住みやすく命が守れる住みやすいまちにしたいという、そういう意味では霧島市や霧島市議会も一致できる団体ではないかなと思っております。この間、特に医療の関係、医療に掛かりやすさとか、そういったことについて特に取組を進めてきました。さて、私たちの団体の紹介はともかくとして、今回本議会に霧島市民の医療を充実するための陳情書を出させていただいております。各委員の先生方にはおそらく目を通していただいているのではないかなと思っております。

が、陳情書事項としては二つの点について陳情を行っております。1点は霧島市の健康保険税の引き下げを継続することという点と2点目が全ての子供医療費の病院での窓口無料化、現物支給制を実現してほしいという、そういう2点が今回の陳情書の趣旨となっております。その2点についての背景について少し各委員の先生方に説明をさせていただきたいと思っております。まず1点目の霧島市の国保税の引き下げを継続するという点です。本陳情の背景としてあるのは、国民健康保険が、先生方も恐らく入っていらっしゃると思うのですが、実感として持っていていらっしゃるの是非常に高い保険料を課税されているという状況の中で、市民の多くがこれについては非常に強い負担感を感じているということです。先生方も御承知のように国民健康保険加入者は高齢者の方が多くて、一方において無職者、あるいは失業者、ないしは農業従事者だとか、農林水産従事者、あるいは非正規雇用者、つまり社会保険が無いようなパート労働や派遣労働だとかそういった方たちが大変多いというのは御存じのとおりです。そういった方々は先生方も御承知のように非常に低い所得水準の中で保険料を納めざるを得ないというところなんです。しかもその保険料が大変高いと。社会保険料と比較して加入者負担率が高いというのは先生たちも御承知のとおりだと思います。つまり一番弱い層が高い負担を強いられているという状況の中で、現実的には無保険だとか、あるいは保険料が納められずにそういう滞納せざるを得ないといった状況があるということが背景として言えるのではないかなと思っております。実際この間、霧島市は非常に国民健康保険料はほかの県内の市町村に比べて高いという事実があります。若干古いデータですけど、2年前の統計によりますと、霧島市がほかの市レベルのところで行くと薩摩川内市、日置市に次いで3番目に多いという、そういったのが標準世帯、200万円で子供が2人いるところで、専業主婦といったものを標準世帯とした場合、そのような状況にあるということが言えます。こういった状況は実は平成22年の前には県内一高い状況でした。それについては私ども社保協や地域のいろんな人たちの声で本委員会や市議会でもお諮りをいただいて、平成22年6月の議会でそれについての決議がなされておまして、霧島市国民健康保険税の特例に関する条例というのが全会一致で採択されております。この内容は平均世帯で先ほど照会しました平均世帯で2万6,500円の軽減を図るということと、12歳から18歳の子供の均等割りに関しては50%減免するというそういった決議がなされて、それに基づいての執行もされております。このことは非常に本議会、市当局としても適切な処置だったのではないかなと思っております。一方においてこの議決が3年間の経過措置だというような取り扱いになっております。当時国民健康保険の広域化ということが国の方針で議題に上っておりましたので、当然3年間というのがその時期には状況が変わるだろうということで、それはそれで適切な経過措置だったのではないかなと思っておりますが、各委員の先生方も御承知のように、この広域化が国の事業が遅れておまして、現実的には市町村単位の国民健康保険の運用になっておまして、そのために昨年も一昨年も本議会で条例案が出されまして、1年ずつ延長というそういった形になっております。それはそれで適切な処置であったのだろうというふうには判断していますが、今回においても来年度におきましても同様な経過措置をぜひ取っていただきたいというのが、今回の陳情の主な趣旨になっております。実際にこういったことにならないと今消費税が各先生たちも御承知のように8%になって、可処分所得が何期も何年にもわたって現実的には下がっているという国民的な状況というのは、今総選挙が行われていますけ

れど、そこでも論議されて御承知のとおりだと思いますが、実際的にこの条例が切れてしまうと霧島市民にとっては消費税増税に続いてダブルパンチで、実質的には値上げという国保加入世帯に関してもそういったような状況になるということです。その点について、ぜひ御考慮いただき、ぜひ来年度も経過措置の継続をぜひお願いしたいと思っております。付け加えますと経過措置の意味合いというのは、いろんな意味で霧島市が国保税へ一般会計を繰り入れようとするのはとても重要なことと思っております。一つは国民健康保険の加入者は確かに市民の3分の1くらいの加入者です。決して全員というわけではありません。しかし一方において国民健康保険は誰でも最後の基本的な保険として全員に掛かってくる。つまり退職すれば入らざるを得ないという状況だとか。私を除いては私の家族も国民健康保険です。そういった意味ではいろんな国保が単なる加入者だけの問題ではなくて、全員に掛かってくる、全市民的な問題であるという点が一点、それともう一つは国保の財政運用状況の点からも引き下げは非常に重要ではないかなと思っております。昨今国保税の納入率のことが未納者が多い。これが一部分には不良滞納者がいるということも事実です。世の中というのはどんな所でも悪い奴はいるのですけれど、一方で多くの霧島市民は、できればちゃんと市民としての納税義務を果たしたいというふうに思っていると思います。ただ一方で「無い袖は振れない」「払えないものは払えない」という状況がある者も相当多く存在すると思います。その実態として平成22年に本委員会、議会の決議によって、行われたときに納入率が年々下がってきていたのですけれども、84.61%から86.89%というふうに上がっております。やはり払いたくても払えない状況がどんどん広がって行って、払っている人と払わない人が段々峻別化されていくというのはモラルハザードを起こすと。霧島市民はやはり郷土愛のある市民が多くて、ちゃんと払える金額になれば払ってもらえるという状況だと思います。その点で言うと誰でも払えるように国保税を維持する。ないしは引き下げを進めるということが非常に重要じゃないかなというふうに思っています。一般会計歳入も実際は霧島市においては1億3,824万円という金額になっておりますが、同一の規模である鹿屋市が4億円、薩摩川内市が2億6,105万円という状況からいくと、まだ十分と下げ切れていない部分がありますが、まずは現時点での引き上げをしないという、やはり議会としての配慮だとか、あるいは判断をぜひお願いしたいというふうに思っています。長々と申し上げましたが、霧島市民にとっては非常に、この不況の中で、そして消費税も上がった中で市民生活非常に困窮されている方がいらっしゃいます。実は私は病院で勤務しておりますが、一月前も実は54歳の男の方が、霧島市の牧園町にお住まいの方が運ばれてきたのです。急性動脈乖離という病気で、血管が裂けるような状態になって来ておられましたが、その方は実は無保険という状況でした。その方は若干の障害があるためにパートの方だったのです。高血圧は前々からあったのですけれど、とても国保料が払えないということで血圧を放置されたまま救急搬入された状況で、実は手術を受けたらと思うのですが、仕事ができないという状況で、最終的には霧島市当局の手続きで生活保護を取得されていますが、血圧の薬を1種類か2種類10年前から飲んでいれば、こういった事態にならなかったと思っております。そういった市民で非常に困っている方の命と暮らしを守るといって、そういう立場で本委員会においても私どもの陳情を実現していただきたいと思っております。第2番目の全ての子ども医療費の病院窓口の無料化、これについては聞くところによると、本議会においても窓口無料化に関して

は全会一致をしているんだということで、ある意味では余計な陳情だったと一方においてしているのですけれども、これについても市民の大きな声だということを改めて皆さんにお伝えしたいと思っております。これについては実は今重要なのは子供を安心して育てられるということが非常に重要だと思っております。それで実際、全国で子ども医療費の現物支給制が施行されていない都道府県というのは全国に9しかなくて、九州においては沖縄と本県のみです。よそから引っ越してきた人は、たいてい「えっ、払うんですか」というような状況があります。そういった状況は決して好ましいことではないと思っています。実際、よく窓口無料になるとコンビニ受診が増えるのではないかという意見も出てくるところです。しかしほかの都道府県の調査によると無料化したからといって受診率は高くなるというデータは全く出ていません。ほとんど変わらない。ただ、一方において、手続きをするためにわざわざ市役所の窓口まで出向かないといけない。そしてそのためにタクシー代を払わないといけないとか、あるいは窓口業務もそのために市が人を置かないといけない。正に行政簡素化と全く逆行しているような状況だと言わざるを得ません。これについては多くは述べません。本議会でも確認されているところだということですが、その点についても議決を改めてして頂ければと思っております。

○委員長（時任英寛君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。

○委員（蔵原 勇君）

国民健康保険料については薩摩川内市に次ぐ霧島市とおっしゃいましたか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

ちなみに薩摩川内市においては所得や家族構成によっては異なるのですが、一世帯当たり44万200円という金額に対して、それが霧島市では43万2,700円。その差額が8,000円程度ですかね。薩摩川内市が一番高いです。2番目が日置市です。

○委員（植山利博君）

確認させてください。子供の医療費これを現物給付にということなんですが、医療費を今現在小学生から中学生までは2,000円を超える分を無料ということで、新しく制度設計したのですけれど、この陳情の趣旨は中学生までの全ての子供の医療費を全額無料にした上で、全て現物支給という理解でよろしいでしょうか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

この陳情としては取りあえず窓口払いを止めて頂きたいという形なんです。例えば2,000円の現時点での不可に関しては行政手続き上だとか、運用上でどうなのかについては、まだ細かく方針を出しているわけではありませんので、その点については基本としては、陳情趣旨としてはそういうふうな現物支給にしてほしい。ただ実際的に2,000円はどういう形で処理するんだということが問題になりますし、私の個人の意見では2,000円も止めてしまえばというところがあります。これはあくまでもこれは個人の意見です。

○委員（植山利博君）

もちろん子育てしやすい環境を整備するには医療費が全て無料になるということは、これは多くの子育て

ての方々が願うことであって、できることならそういう方向に政策を進めるべきだというふうに、誰も思うことでしょうかけれども、ただ、やはり市の財政ということを考えたら、やはり限られた財源をどう広く効率良く全ての政策に振り分けるかということは非常に難しい課題であろうかと思えます。少しずつ、少しずつ、子育ての環境を整えつつある状況だろうと、現在の霧島市はもう一歩、もう二歩と、これを更に進めていかなければならないということは、私は個人的には思っているわけですがけれども、取りあえずは今回の陳情は、今のその2,000円の負担の部分については触れていないという理解でよろしいですね。その上で現物給付方式を採用すべきだと、してほしいと、このことは今先ほど陳情者が言われましたとおり、市議会としても全ての議員のコンセンサスを心得て県に要望したところでもありますけれども、県が全県的に九州では沖縄と鹿児島だけがこのようになっていないということけれども、県が全県的に、この方式の導入に踏み切らないとなかなか霧島市単独でこの方式を進めるには、制度設計のためのコスト、それから様々な課題があるということは御承知ですよね。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

植山委員のおっしゃっているとおりで、私もその点は承知しております。委員のおっしゃるようにより一歩前進するのがすごく大事だと思っておりますし、最初から全部やれば、それはそれに越したことはないですがけれども、先生の御意見も今までの努力というのは確かに、鹿児島市が小学校までですよね。霧島市が15歳までという点で言えば、その点では一歩進んでいる制度だと、私もその点は承知しております。ただ一方において、やはり全県的な伊藤県政の中での、ほかの市町村でもそういうのを窓口払いを無くするという動きだとか、そういったものをしようとしていて、県との調節でなかなかそこはいかないということも承知しておりますけれども、一方においてほかの都道府県で単独でやっている所もあります。長崎県の大村市は県とは異なってやっておりますし、私たちの霧島市民の思いとしては鹿児島県の中で霧島市が先頭に立って、本議会・本委員会、そして霧島市がそういう子育てを重視しているんだという姿勢を示していただければという思いで出しております。

○委員長（時任英寛君）

委員長のほうから陳情者に申し上げます。先ほどの説明の中で署名を添えてということは申されなくてよかったのかなと思いますけれどもよろしいですか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

署名は集めております。1,741名の署名を添えて陳情させていただいております。

○委員（宮内 博君）

先ほどの蔵原委員の質疑の中で、先生のほうから3番目に鹿児島県内で高いというふうに回答がありましたけれども、先生の資料はちょっと古かったのではないかなと思うのですが、陳情書の六、七行目とところに県内で4番目に高いと書いてありますので、計算すると最も高いのは平成25年で試算をした場合に、鹿屋市が所得200万円の4人家族の場合で特定扶養控除が無いとした場合、鹿屋市が42万8,850円と、霧島市が40万245円というふうになっています。文章の表現もそうになっておまして、4番目に高いというふうに確認ができると思いますけれども、陳情の趣旨はこれでもやっぱり値下げを継続してもこれだ

け高いので引き下げを継続してほしいと。こういうふうな理解でよろしいわけですね。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

宮内委員のおっしゃる通りです。若干私の手元の資料が古かったというのは訂正させていただきます。

○委員（今吉歳晴君）

市のほうでも医療費の抑制をしている中では、なかなか効果がありませんで、毎年医療費が増加している状況ですが、ただ今国保世帯が1万8,503世帯、そういう中で法定減免、2割、5割、7割が1万2,868世帯というような状況でありまして、そのほかにも申請減免であったり、資格証明を発行しながらいろいろ取組をしている中で25年度決算におきましては8,000万円を超える繰上充用ということがあったわけですが、これは赤字決算ということでもありますから、やはりこういうことを踏まえますとなかなか今までみたいな国保税の引き下げをずっと継続していかということになりますと非常にこれは問題があるというような考えを持っているのですよ。いかがですか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

今吉委員のおっしゃるとおり確かに国保財政の赤字の問題は非常に重要な問題で、それに対しての全市的な取組というのは非常に重要じゃないかなと思っております。私も先ほど触れましたけれども、国保財政の健全化というのは非常に重要な市政の課題だろうという点では私たち社保協も同様な考えを持っております。ただ問題なのは国保税の赤字状況を健全化のために引き上げることがかえって赤字を大きくしはしないかという趣旨でお話しました。国保財政の赤字の問題は単に収入としての納税の問題だけではない。だんだん高齢化が進んで国保への加入が進んでいく、何しろ十分な治療をせずに病気になる人も多いという相当な多角的な面がいくつも折り重なって出ているために、そして納入率の問題も非常に大きな問題ですし、そういったことを総合的に勘案して対策を立てないと赤字だから値上げするんだというんだったら、中小の店舗で赤字になったから値上げしましょうだったらまた客離れをして、ますます赤字幅が広がっていくのと同じで、そういう解決策に本当になるのだろうかというようなことを思っています。その点で言えば国保会計に関しての今年度8,000万円を超える財政赤字になったことに関しては私たちも承知しております。それに関してやはり本委員会を始めとした市議会の十分な対策をどうするのかということ審議の上で、値上げということを慎重に審議していただくべきではないかなと思っております。

○委員（今吉歳晴君）

なかなか難しい状況ですが、ただこうした中で国保人口というのは市内の12万8,000人の中では約4分の1のような現状の中で、そういった中で一般財源を繰り入れて、この国保事業を運営していくことについては、やはり矛盾もあるのではないかと思います。また広く市民の理解を得るとなるとこれについては問題があるのではないかなという考えを私は持っています。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

今吉委員のおっしゃることは市民感覚としてあるのが事実だと思っています。ただ、現実的に私が病院で診療しながら国民健康保険料のこの問題に関して署名を知り合いや患者さんをお願いをするときに、やはり皆さんおっしゃるのは「あっ自分も国民健康保険にそのうちになるな」とか「お父さん、お母さんが

国民健康保険が高いって文句を言っていたよ」とか、「大変だって言っている」とか、先ほども意見として述べさせて頂いて、決して加入世帯の問題ではない。あくまでも国民健康保険というのは基本的な保険です。その点をやはり市民的な合意というか、本来は国保の一元化という形で、本来的には負担を全員ですべき課題だと思っておりますし、制度設計上の国の政策ですね。そういったところを逆に国民健康保険みたいに高齢者で低所得者層の多いところを企業がお金を出したくないというところに根本的な矛盾があるのかなというふうに私も感じております。そして実際国保に関してのそういう国庫からの支出率が非常に下がっているというところに基本矛盾があって自治体の議会や市当局もそういったことの被害者であるということも思っているのですが、現時点では基本的には一番貧しくて、かつ他人事でない国保の問題に関して市民の理解をしていただくことをぜひ、市議会としても呼びかけてはいかがかというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

今陳情者が言われたように国保制度そのものの制度設計を見直す時期には来ているとは思いますが。ですから国も医療保険の一元化というようなことに取り組みつつありますけれども、やはりそれぞれの持っている医療保険の制度上、口で言うのは安く現実にはなかなか厳しいというのが実態で、どの政権においてもなかなかこれを実現し得なかったというのが実態だろうと思います。それでその今の国保税の引き下げを継続するということについて、やはり非常に難しい課題があるというのも現実だろうと思います。というのは今の国保税の制度の在り方を是認すると国保税のレベルをどう持っていくかということに言及せざるを得ないし、国保税のレベルをどうあるべきかという視点で議論をすれば制度設計そのものを見直さなければならないということになるかと思えます。それと先生が言われましたように、徴収率のことを考えると現役を定年して引退された方が全員加入されていくわけです。ただ検証すると徴収率が非常に低いのは20代・30代なんですよ。この方々は高い国保税を納入しながら医療のサービスを受けていないので、全くの掛け捨てになっているということで、徴収率が極端に低い。それで所得割で徴収率を検証すると大体65歳以上の方々というのは非常に高いのです。なぜかというところの方々は病院に行かれて医療サービスの受益を受けている方々が自分の国保で負担する額よりもはるかに大きな受益を受けていらっしゃるので、国保税の徴収率が非常に高い。それで医療制度そのものがやはり相互扶助の理念に成り立っておりますので、若いうちには高い負担の掛け捨てを承知で負担をしながら自分が高齢者になったときその受益を受けるといって制度設計になっているわけです。何を言いたいかということ、低所得者の負担が重いと言われるのですが、先ほど今吉委員が言われたように、2割、5割、7割の軽減が設定をされております。それと所得によって負担が大きい・小さいと言われますけれども、やはり毎年・毎月得る所得と蓄積をしてきた試算とがあるわけですね。だから制度設計そのものを見直すのであれば、単に目の前の所得だけでなく、その人の持っている有価証券や定期預金や年金やというものまで含めた負担能力はどうあるべきかというようなことも制度設計の中に組み込んでいかなければいけない。多くの課題を持っている制度だと思います。ですから今回の陳情につきましてもその辺のところを慎重に議論を重ねながら霧島市としてどのレベルが負担をお願いする制度設計として合理的なのか、そして今後課題を解決するためにはどういう取

組が必要なのかということも含めてしっかりと議論をさせて頂きたいと思っているところです。

○霧島市社会保障推進協議会副会長(吉見謙一君)

植山委員のおっしゃるとおり全く同じ見解で、やはり保険そのものが混乱のこの時代の危機にさらされていて、本当に国民的な議論だとか市民レベルの議論が非常に必要だというふうに思っております。先ほどの国保財政をどう改善していくかと今吉委員がおっしゃったような、どういうふうに市民の中で相互扶助という考え方ですね。やはり日本の戦後社会の中でその中でお互いに助け合うという形の共生協働という中で培われてきたものをどうやって守っていくかというところの根本的な社会設計の問題として委員が御指摘だったのではないのかなと思います。そういう意味では簡単な1年、2年くらいでは論議はできないと思っております。今回私たちの陳情の趣旨はそういった中で意見としてはたくさんものを持ってあります。ただ、この大不況下の中で今値上げなのかという論議が十分深まっていない。十分その辺りの財政をどうするか市民にどう理解してもらおうかとしていないときにポンと値上げをするという、それが適切なかどうか。時期尚早ではないですけれども、本当に市民的な論議だとか、また、国保広域化の論議を今からしているときに、この時期に値上げはさすがにまずいのではないかな。ですから今年度に関してはぜひ条例をつくっていただいて、継続をお願いしたい。それが私の考えです。

○委員(宮内 博君)

本陳情書の提出の背景というのは、条例が制定をされてからこの間、実際もっとも鹿児島県内で高いレベルの国民健康保険税の負担だったのが、今の段階では県内4番目になっていると。それでも高いわけですから、所得の2割が保険税に消えるというそういう現状がある中で提出をされた理解をしているのですけれども、もう一つは実際現役で、元気なころに病気にはなかなか掛かりにくい、そういう世代のときには入っている保険が違うわけですね。社会保険だったり、共済だったり、組合健保であったりと、そういうところに入っていて負担だけはずっとしているのだけれども、病院に行く頻度としてはそんなに多くないと、ただ現役を離れて、年金生活に入ったり、あるいは様々な理由があって職を離れたりということになったときに最後のセーフティネットが国保だということがこの陳情書の一番の要求をしたいところではないのかなと思いますよね。霧島市で国民健康保険に加入されていらっしゃる方は3万人余りということで、全人口からすると4分の1というのはあるのですけれども、どなたでも最後は国保に入らなければならないという、その制度がきちんとセーフティネットとしての役割を果たすということが何よりも求められているという背景があると私は理解をするのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長(吉見謙一君)

宮内委員のおっしゃる通り全くそういうふうに思っています。今の日本社会においては滑り台社会といって、一度落ちてしまうと、すーっと落ちてしまう。先ほどとある患者さんの事例を申し上げましたけれども、本当にひどい病気になって、患者さん側はぎりぎりまで我慢して来られているという状況の中で、そういうセーフティネットを2重、3重に組んでいく必要が今の社会においてはセーフティネットがないと不安な社会、そして実際はコストの掛かる社会になっておりますし、その点は宮内委員の発言にありましたような内容を私ども社保協でも同一の考えをしております。

○委員(宮内 博君)

それと制裁措置が国保に導入をされるようになって、その際たるものが資格証明書の発行になっているのですけれども、実際所得の少ない人がたくさん入っているというのは所得100万円以下の方が全体加入率の中で62%くらいになっていますので、同時に資格証明書の発行の状況を見ますと、この平成25年度の資格証明書候補の所得階層区分で執行部から提出された資料を見ると、所得が0の方で資格証明書が発行されているのは約62%なんですよ、ですから、いかにこの制度がこの所得の少ない人たちにこの制裁を科すしくみになっているのかというのもこういう点で理解をできるわけですがけれども、それほど国保が高くなっているということで消費税率が引き上げになったときに値上げをするような状況にあってはならないというふうに、そういう趣旨で提出をされているというふうに理解をされておりますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長(吉見謙一君)

全くそのとおりだと思っております。

○委員長(時任英寛君)

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時 7分」

「再開 午後 3時20分」

○委員長(時任英寛君)

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き陳情第14号「霧島市民の医療を充実するための陳情書」についての執行部からの説明を求めたいと思います。

○生活環境部長(塩川 剛君)

陳情第14号「霧島市民の医療を充実するための」陳情書につきまして、本市の国民健康保険の概況を御説明申し上げます。本市の国民健康保険事業の資格関係につきましては、加入世帯・加入者数とも年々減少しており、また、年齢構成につきましても年々高くなっております。歳入につきましては、その主なものであります国民健康保険税については、ほぼ横ばいで推移しているものの、歳出においては、その主なものである保険給付費が年々増加しており、平成25年度は100億円の大台に乗ったところでございます。このようなことから、御承知のとおり平成25年度の決算におきましては、約8,300万円の赤字となったところであり、本年度においても、現時点での見込みで累計約4億7,000万円の赤字を見込んでいるところであります。現状のままの税率や医療費の伸び等で推移すると仮定した場合、平成28年度末で累計14億円ほどの赤字となる見込と試算しているところであります。このような現状を踏まえ、今後の国民健康保険税の特例措置・特別減免の取扱いについては、今後の推計ベースとなる平成26年度の保健給付費や国民健康保険税等の収納状況等の現状把握に努めているところであり、現在検討中であり、以上で、概況の説明を

終わりますが、詳細につきましては、担当課長等が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

本市の国民健康保険の現状を御説明申し上げます。「国民健康保険状況」の1ページを御覧ください。まず、国民健康保険の年度平均の被保険者数、世帯数につきまして御説明いたします。平成23年度は、世帯数1万8,561世帯で、被保険者数は3万1,288人です。平成24年度は、世帯数1万8,611世帯で、被保険者数は3万1,174人です。平成25年度は、世帯数1万8,503世帯で、被保険者数は3万843人です。このように、世帯数・被保険者につきましては、年々減少傾向にあります。平成26年4月1日現在、総被保険者は3万898人で、年齢構成につきましては、0～19歳が約12.3%、20～59歳が約37.4%、60～74歳が約50.3%となっております。60歳以上の年齢構成が半数以上ということになります。次に、2ページを御覧ください。国民健康保険の特別会計の収支状況につきまして、御説明いたします。まず、歳入面の国民健康保険税の推移につきまして御説明いたします。平成23年度は、約23億160万円で、対前年度比で約3.0%の伸びです。平成24年度は、約22億9,970万円で、対前年度比で約0.08%の減です。平成25年度は、約22億8,590万円で、対前年度比で約0.6%の減です。このように、国民健康保険税につきましては、世帯数・被保険者数の減等により、横ばいか減少の傾向にあります。歳入総額（合計）につきましては、平成23年度は、約143億3,950万円で、対前年度比で約5.4%の伸びです。平成24年度は、約145億8,570万円で、対前年度比で約1.7%の伸びです。平成25年度は、約147億7,260万円で、対前年度比で約1.3%の伸びです。次に、3ページを御覧ください。歳出面の保険給付費（医療費等）の推移につきまして御説明いたします。平成23年度は、約97億7,930万円で、対前年度比で約5.0%の伸びです。平成24年度は、約98億4,890万円で、対前年度比で約0.7%の伸びです。平成25年度は、約101億1,850万円で、対前年度比で約2.7%の伸びです。このように保険給付費は一貫して伸びており、今後も増加傾向にあるものと思われます。歳出総額につきましては、平成23年度は、約141億5,000万円で、対前年度比で約5.6%の伸びです。平成24年度は、約144億1,570万円で、対前年度比で約1.9%の伸びです。平成25年度は、約148億5,530万円で、対前年度比で約3.1%の伸びです。例年、歳入の伸びよりも歳出の伸びが若干高いのですが、特に平成25年度においては、歳入に対して歳出の伸びが約2.4倍となったことから、赤字となったものであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額につきましては、平成23年度は、約1億8,950万円の黒字になります。平成24年度は、約1億7,000万円の黒字になります。平成25年度は、約8,270万円の赤字になります。歳入総額から繰越金を除いた単年度収支額につきましては、平成23年度は、約1,300万円の赤字になります。平成24年度は、約1,960万円の赤字になります。平成25年度は、約2億5,250万円の赤字になります。なお、平成26年度においては、平成25年度が赤字のため、繰越金がゼロです。このように、単年度収支では、毎年赤字が続いております。この要因としましては、保険給付費の伸びの他に、後期高齢者支援（後期高齢者医療へ保険者が支払う支援金）と介護納付金（介護保険へ保険者が支払う納付金）の支出の増加が考えられます。後期高齢者支援と介護の納付金の合計額につきましては、平成23年度は、約19億9,740万円になります。（国保税約23億160万円）平成24年度は、約21億8,610万円になります。（国保税約22億9,970万円）平成25年度は、約23億770万円になり

ます。(国保税約22億8,590万円)このように、国民健康保険税の中で、医療給付費分のほかに、後期高齢者支援金分と介護納付金分を合わせて徴収しているのですが、歳出の中で構成比は年々上昇しております。今後も、団塊の世代が後期高齢者医療へ流れていくため、後期高齢者支援金分と介護納付金分は増えていくものと思われ、制度的なひずみが生じております。国民健康保険事業給付基金の基金保有額(年度末)につきましては、平成23年度は、96万1,000円になります。平成24年度は、96万3,000円になります。平成25年度は、596万5,000円になります。なお、平成26年度においては、繰上充用により596万4,000円繰出したため、現在の基金保有額は1,000円になります。次に、4ページと合わせて、資料1を御覧ください。国民健康保険税の被保険者一人当たりの調定額の推移につきましては、平成23年度は7万4,788円で、対前年度比で約0.5%の伸びです。(県内19市の中では11番目の額)平成24年度は7万4,971円で、対前年度比で約0.2%の伸びです。(県内19市の中では12番目の額)平成25年度は7万5,617円で、対前年度比で約0.9%の伸びです。(県内19市の中では14番目の額)(平成25年度は速報値になります。)このように、本市の国民健康保険税の被保険者一人当たりの調定額(負担額)につきましては、県内19市の中の順位は中間より下のほうにあり、決して高いところにはありません。平成25年度決算所得普通徴収のみの収納状況の所得階層につきましては、所得0円の階層は、課税人数が5,202人で28.20%になります。1円から100万円未満の階層は、課税人数が5,863人で31.79%になります。100万円から200万円未満の階層は、課税人数が4,117人で22.32%になります。200万円から300万円未満の階層は、課税人数が1,113人で6.03%になります。また、所得額不明の人数が1,121人で6.08%になります。課税所得が200万円未満の課税割合は82.31%となり、大多数はこの所得階層となっております。なお、所得階層が200万円以上の徴収率は、国民健康保険税の徴収率は91%以上となっております。次に年齢階層別の課税人数の割合につきましては、10歳代は、課税人数が42人で0.23%になります。20歳代は、課税人数が1,216人で6.59%になります。30歳代は、課税人数が1,860人で10.08%になります。60歳代は、課税人数が5,933人で32.17%になり、年齢階層では一番多くなります。なお、徴収率は10歳代65.45%、20歳代68.40%と、10歳代から20歳代の徴収率は60%代と一番悪くなっております。次に、5ページを御覧ください。国民健康保険税の収納率(現年度分)の推移につきましては、平成23年度は、一般被保険者87.94%、退職被保険者95.34%になります。平成24年度は、一般被保険者88.62%、退職被保険者96.23%になります。平成25年度は、一般被保険者89.11%、退職被保険者96.21%になります。(平成25年度は速報値になります。)このように、国民健康保険税の収納率は年々上がってきております。現在、国民健康保険税の徴収では、納期内の勧奨として、納税お知らせセンターの開設、コンビニ納付、口座振替の周知の改善や、広報・PR、滞納処分等を行い、日々、収納率の向上に取り組んでいるところであります。5ページと合わせて資料1を御覧ください。被保険者一人当たりの医療費の推移は次のようになっております。平成23年度は、37万740円で、対前年度比で約5.2%の伸びです。(県内19市の中では12番目の額)平成24年度は、37万3,926円で、対前年度比で約0.9%の伸びです。(県内19市の中では14番目の額)平成25年度は、38万8,413円で対前年度比で約3.9%の伸びです。(県内19市の中では14番目の額)平成25年度は速報値になります。このように、本市の一人当たりの医療費につきましては、県内19市の中の順位は中間より下の方にあります。平成25年度年齢階層別受診件数につきましては、

0歳から4歳では、1万8,145件で3.75%を占めております。60歳から64歳では、8万351件で16.60%を占めております。65歳から69歳では、11万36件で22.73%を占めております。70歳から74歳では、14万717件で29.07%を占めております。このように、受診件数において、60歳以上が約7割を占めており、年齢構成が高くなるほど受診件数が増え、医療費も増えております。次に、6ページを御覧ください。本市の医療費の適正化につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象として、生活習慣病予防のための、特定健診・特定保健指導を無料で行っております。又、30歳から74歳で人間ドックを受診された場合、費用の一部を助成しております。その他、医療費通知を年6回通知、ジェネリック医薬品の差額通知を年2回、レセプト点検、第三者行為の請求事務の実施、重複・多受診者へ看護師資格を持った者が個別訪問し、健康相談・指導等を行っているところであります。このように国民健康保険の運営につきましては、歳入確保対策、医療費の適正化対策等進めている状況ではありますが、非常に厳しい運営状況にあります。その中で、国民健康保険税の特例措置・特別減免につきましては、国の国民健康保険制度改正の動向等を注視し、平成26年度決算の状況を見極めながら、検討しているところであります。以上で説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

先ほど、陳情者の方から御意見をお聞きしたんですけれども、陳情者によれば霧島市の国保税のレベルは県内で4番目に高いという表現をされているわけなんですけれども、今の説明とは若干食い違うのかなと思いますけれども、その辺の食い違いにはどのような認識をお持ちですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

先ほどの分は調定額で25年度については県内の中で15番目とお伝えしました。課税する場合につきましては、所得に対してかけたりするわけですので、本市の所得額というのが低くなれば調定額は低くなります。そのために、実際、本市の保険税として調定としてかかっている金額は14番目くらいになるかと思えます。そういう状況ではあります。

○委員（植山利博君）

そうしますと、実際の負担感、所得に対する負担感はやはり県内で真ん中から下、11番目くらいだという理解でよろしいですか。陳情者は所得が200万円、子供さんが2人いる世帯を捉えて一般的な納税者という認識で県内4番目という表現をされたのかなと思うわけなんですけれども、税負担が本来どうあるべきかという感覚でいえば霧島市の国保税のレベルは県内で11番目くらいという認識で理解して間違いはないですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

先ほど言いましたように、その調定額というのはやはり所得によって変わってくるということなんですけれども、所得200万円の階層であれば4番目とかそういう高いところになると思えます。負担感としては、半分より上のほうになるかと思えます。

○委員（植山利博君）

おっしゃる意味はよく分かるんですけども理解の仕方がどういうふうに理解すればいいのか微妙なところ

るもありますけれども、特定の所得階層、家族構成だけを抜き出せば、それぞれ順位は違うけれども、都合のいい家族構成、所得階層だけを抜き出せば当然レベルは違うけれども、全体的な負担感を問われればその辺だという理解でいいですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

その調整額、実際の保険税を受けている方の形としては県内の中位くらい、25年度で14番目の額だというふうになります。

○委員（植山利博君）

先ほどもあったように、徴収率はここ三、四年、年々高まってきている。そのことが国保税の税率を減免したことによる効果として徴収率が高くなってきたんだというような認識をお持ちなんですけれども、この徴収率が高まってきたその原因・対策、様々な要因があろうかと思えますけれども、どういう認識を持ちですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

先ほど徴収対策の中で申し上げましたように、納税お知らせセンターからのお知らせ、それからコンビニ交付、口座振替等が周知によって増えてきているのかというふうに感じております。私も直接の徴収担当でないものですからそこは分かりませんが。

○生活環境部長（塩川 剛君）

補足して説明しますと、徴収率を見ますと現年分について徴収率が上ってきております。やはり納税お知らせセンター、特に現年分について遅れそうな方に次々電話連絡されるといったようなそういう手立てが功を奏しているんじゃないかなと感じているところでございます。

○委員（植山利博君）

徴収対策が功を奏した。一方では、徴収の方法、コンビニ収納ができるようになったということが一翼を担っている。あと高齢化率がだんだん高まってきて、加入構成の年齢が高くなってきている中で、この年代別の徴収率を見れば明らかに高齢者の方々の徴収率がいいわけですし、その辺のところも反映しているというような認識はないですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

そのところはちょっとはつきりとは分かりません。把握しておりません。

○委員（植山利博君）

やはりアンケートを取るなり、追跡調査をするなり、徴収率が高まったということは大変評価すべきことですので、どのような要因がどのような取り組みが徴収率のアップに繋がったかということは一応検証していただいて、担当部署は若干違う気もしますが、表裏一体ですので検証していただいて、今後の対策に役立てていただければということをお求めておきたいと思えます。

○委員（蔵原 勇君）

現在、本市の医療の生活習慣病の予防のための特定健診、これについては無料で30歳から74歳はされているわけですが、受診率とかそういうのは分かっていますか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

6ページをお開きいただきたいと思います。特定検診の年度別の推移というのが10番目にきておりますけれども、23年度からいいますと受診率としましては43.71%、それから24年度が45.71%、25年度が52.21%ということで向上しております。それから特定保健指導につきましては、受診率ですけれども、23年度が16.88%、それから24年度が63.64%、25年度は若干減っておりますけれども、61.55%となっております。それから人間ドックにつきましては、23年度が合計で547人、24年度が540人、25年とか508人という状況になります。

○委員（蔵原 勇君）

若干の受診者の向上には繋がっているとは思うんですけども。いい傾向かなとは思うんですけども。大体、一つ目を今聞いたわけですけども、二つ目の医療費の通知を6回通知されて、医療費の一部を助成しておられますね。例えば人間ドックなんかは受診された場合は費用の一部を助成となっておりますが、これは市のほうで指定した病院でないといけないのか、それとも民間でした方々も結構いらっしゃると聞くんですけども、これはどうなっているんですか。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

受診できる医療機関につきましては、霧島市のほうで今申し出ている病院でのみということになります。

○委員（蔵原 勇君）

霧島市内の指定している医療機関とおっしゃっても、職員の方でも私たちもそうでしたけれども民間のほうで素早くこの人間ドックなんかもしていただけたものですから、過去の経緯からみましても、助成についての不公平感があるのかなと思うんですよ。霧島市でなくても本人が受診したい高度な技術のある所に行く方も結構いらっしゃるわけですよ。ですから、そういう受診あるいは人間ドック1日、2日、日帰りあるわけですけども、そういうものにも若干の助成は考えられないものですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

この人間ドックにつきましては、市外のほうもやっております。市内だけの病院ではなくて。厚生連とかそういうところ等が。

○委員（蔵原 勇君）

厚生連、それも聞いたんですけども、例えばあそこの始良市の青雲会病院などは対象にならないんでしょう。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

今言われました青雲会病院については、受診できる医療機関には入っておりません。

○委員（宮内 博君）

部長の説明で平成28年度末は14億円ほどの赤字と試算をしているということの報告でありますけれども、それはこの見込み額で示している表で見ますと、医療費の伸び率を2.74%で固定化した場合に、それだけの金額になっていくとしたのかなと思いますけれども、まずその確認を。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

この26年度以降の推移につきましては、対前年度比ということで先ほどの医療費については2.74%と固定した形での伸びとしております。

○委員（宮内 博君）

見てみますと、例えば平成24年度の伸び率は前年度比0.71%となっていますよね。それで2.74%というのはその平成26年度の見込みで2.74%かなということで、それをそのまま28年度まで伸びるということで推計をしたということなんですけれども、一つの資産の方法ではあろうかなとは思いますが、例えば、先ほど検診の話がありましたね。実際に、検診率から見ますと、特定健診でもまず半分の人を受けていないということですよ。それで、今年からその肺炎球菌ワクチンに対する新たに65歳になった、70歳になった、75歳になった方たちについては4,000円の助成をするという制度が始まりました。これは国民健康保険の医療費を抑制する上でも死亡率が大変高い肺炎を予防するという措置からいっても大変効果があるということで、既に北海道のせたな町辺りから最初に始まった制度でありますけれど、成果が報告をされているんですけど、その辺の取り組みをやはりきちんと取り組んでいくということを前提にしていくということが必要ではないかと思うんですけど。なぜここを言うかということ、赤字額が膨らむということを強調し過ぎてしまうことにならないかという懸念からそういうことを申し上げているんですけど、その辺どうでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

この表で見ていただきますと分かるんですけども、保険給付費関係が102.74%で伸びておりますけども、総体的に24年度は総額で対前年度比で約101.8%ですけども、その23年度は105%、それから101.89%、それから25年度が103.35%ということになったということで、大体保険給付については102.74%で推移したんですが、大体総額としては約103%となっているという形になっております。それと、あと医療費が資料1の中でお話をしたんですけども、19市の中では14番目とか15番目になっているんですけども、県平均とかに比べますと、平成25年度で申し上げますと、資料の1の3ページを見ていただきますと、医療費としては県内19市の中では霧島市が38万8,413円、それから市の平均として38万8,222円ということで、211円ほど高いという形になっております。24年度は若干低いんですけども、23年度は資料1の1ページを見ていただきますと、県内一人当たりの医療費37万740円ですけども、市の平均が36万9,000円ということで、医療費としては若干、平均より低いという形になっております。それとあと医療費が高い分、全国と霧島市を比べてみますと受診率が高いというのが、お手元には資料はお渡ししていませんけれども、入院分の一般分としまして、入院の場合、霧島市が37.09%のところを全国平均が22.22%ということで一般分のほうは全国よりも非常に高くなっているというのがあります。それとあと1病気に対する1件当たりの日数としまして、これ24年度の資料で見えておりますけども、霧島市の20.34%ですけども全国が16.29%ということで、全国に比べても2割5分くらい高くなっているということで、受診率1件当たりの日数が高いと。その代わり1日当たりの費用額というのは全国よりは低くなっております。入院の一般分でいきますと霧島市が2万2,039円のところを全国では3万1,141円ということで、単純にこれを見ますと医療費が上がっ

ている分、鹿児島県のほうは全国の中では大体4番目か5番目くらいだったかと高いほうになるんですが、それはやはり受診率とか1件あたりの日数等がかかっているということで医療費が高くなっている状況にはあります。

○委員（宮内 博君）

報告の中でもありますように、国保の財政的な状況を大変厳しくしている大きな要因の一つに後期高齢者支援金と介護納付金、この部分があると。実際、保険税がほとんどこれに消えてしまうと。計算上はそういうふうになるわけですが、ただそういう状況というのは県内であればどこでも共通していると思うんですが、今資料を示されて報告がありましたけれども、例えば、資料1の3ページのところの霧島市のすぐ上にある南さつま市の1人当たりの医療費を見てみますと、霧島市よりも1人当たり医療費は9万円くらい高いわけだけども、この1ページを見てみますと南さつま市の保険料、これはあくまでも調定額ということになっていきますけれども、1人当たり7万円足らず6万七、八千円というふうになっていきますが、こういう傾向というのはどこから現れているのかと。医療費だけで押し量れば当然霧島市よりも1人当たりの保険料というのは上にランク付けされると思うんだけど、そこら辺りに何かヒントはないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休 憩 午後 4時00分」

「再 開 午後 4時40分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

資料1ページの南さつま市ですが、調定額、平均7万6,000円より低いんですが、24年度、2ページを見ていただきますと7万5,000円に近くなっているということで、医療水準が高かったため税率改定等が上がってきたというか、一応そういう形で調定額自体は上ってきているという形になっております。

○委員（宮内 博君）

理解しました。調定額と単純に比較して順位を出すのか、所得階層で出すのかという話は先ほどありましたけれど、実際に、これは標準世帯では大体示されているわけですよ。所得200万円の4人家族というのは。いくつかのパターンが示されておりますけれども、そのうちの一つを拾い上げて出しているという数字なんですけれど、そこでお尋ねしたいんですが、鹿児島県内ではこういう国保財政が非常に厳しくなっているという状況を踏まえて、4億円、5億円を一般会計からの繰入れを行っている自治体も既にあるわけですよ。それで、霧島市のこの場合は8,300万円を超える赤字を出したということで報告をされているんですが、一般会計からの法定外の繰入れといいますか、それは資料として示されておられませんけれど、平成25年度の決算で、県内19市どういうふうになっていますか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

総額でいきますと、平成25年度の決算で、県内19市の合計額で約46億8,600万円くらいです。自治体ごとには大体出ております。ちょっと口頭でお伝えいたします。大きいところからいきますと、鹿児島市が約21億4,500万円、奄美市が約2億5,000万円、鹿屋市が約3億6,000万円、枕崎市が約1億4,400万円、阿久根市が約1億1,900万円、指宿市が約2億5,150万円、西之表市が約8,000万円、垂水市が約9,800万円、薩摩川内市が約2億5,000万円、日置市が約1億円、曾於市が約2億円、それと出水市と串木野は0円、南さつま市が約6,300万円、志布志市が約5,000万円、南九州市が約1億7,000万円、伊佐市が約1億8,400万円、始良市が約1億1,000万円というような状況になります。霧島市につきましては、保険事業ということで一般会計から繰入れておりますけれども、その分の金額は約1億700万円です。19市の合計で約46億8,600万円になります。

○委員（植山利博君）

先ほどの陳情者との事情聴取の中で、100万円未満の所得者が7割というような表現をされておりました。それで、確かにこの前お聞きをした100万未満の所得者の中で未申告の方々が相当いらっしゃるわけですよ。100万円未満と合わせて62%程度というやり取りがあったわけですが、この方々のその国保税の調定額はどのようになりますか。よく言われるのが先ほどのやり取りであったのが、標準家庭という形で示されたのが200万円の所得で子供が2人いる4人家族が大体40万円くらいと。所得の2割が国保税だと。だから非常に負担感が高いんだというような言い方をされるんですけども、もちろん家族構成、それから所得割に応じて課税がなされて調停額が出るわけですので、100万円未満の世帯を仮に捉えた場合に、平均的な課税は幾らくらいと一般的に言えますか。

○税務課長（谷口信一君）

ただいまの御質問ですけれども、国保に加入されている方の所得額、それも平均しますと大体70万円くらいになります。その状態が今一番、先ほど言われました1人世帯とか2人世帯、この辺の方が一番多い部類になります。その辺りで計算をいたしますと、1人世帯で70万円のところが10万8,200円で12番目になります。2人世帯のところでは10万5,400円で13番目ということになっております。これは19市の中での順番です。

○委員（植山利博君）

その辺のところもきちっとメッセージを出していただかないと、言い回しを聞くと、さも所得が100万円未満の方が年間40万円くらいの国保税の負担をしているかのような受け取り方をしてしまいそうな状況もあるわけです。ですから、市としてもその辺の正しいメッセージというのをを出していただく必要があるかと思うんですけど、その辺については何も平均70万円のところじゃなくもっと分かりやすいような国保制度の調定額の実態というものを理解してもらうためのアナウンスが必要ではないかと思うんですけど、いかがですか。

○税務課長（谷口信一君）

議会の中ではいろいろ話はされているんですけども、ただ市民の方に対して幾らの場合が税額は幾ら

ですよという広報はやっておりません。先ほど言いましたように、議会の中の質問の中で200万円の4人家族とか255万円の4人家族とか、そういう質問がくるものに対して答えなければいけないために、四十万幾らとか三十何万円とかそういう回答をしているだけであって、市民の方に対して幾らの場合幾らですよというような広報はやっておりません。

○委員（植山利博君）

なかなか難しいのかもしれませんが、ややもすると国保税の負担が非常に高いんだと、大きいんだというメッセージが伝わりやすい。もちろん市民としては、納税者の感覚としては税は安いにこしたことはないんですよ。そして受益が大きいに超したことはないわけですけども、現役を引退された高齢者の方々が年金だけで生活をしている方々にとって非常に国保税の負担が過重なんだというメッセージがややもすると1人歩きをするような状況がありますので、その辺のところは、正しい情報のアナウンスに努めていただきたいということは求めておきたいと思います。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

それにつきましては、先ほど資料1の中におきまして25年度4ページを見ていただきますと、霧島市が7万5,617円ということ。市の平均が7万9,787円ですけども、その19市の平均よりも4,170円低いという形になっておりますので、決して1人当たりの調定額、かかる補正額としては高いほうではないと思っております。

○委員（宮内 博君）

ただ今発表された数字というのは、現在の減免制度が継続している中ではじき出した数値ですよ。それで、実際この間、減免措置が継続しているわけでありましてけれども、その中で力を入れたのが1人当たりの均等割りの負担を軽減する率を16%くらい軽減したということが、そういう結果になっていると思うんですね。ですからそれが結果的に順位を引き下げているということにはなっていると理解するんですけども、その点についてまず確認しておきたいと思います。

○税務課長（谷口信一君）

霧島市の国保税につきましては、所得が少ない方に重きをおいて額が少なくなるようなということで考えまして、当初19年に資産割というのを無くしたわけです。先ほど言いました100万円未満の方という方が、当時、資産割を持っている割合が多かったというようなことで、所得の低い方が高い税を払うのはちょっとおかしいんじゃないかというような話もありまして、資産割をなくしたというような状況でございまして、うちの場合、所得の少ない方に対して、ほかの市に比べたら所得の低い方に安い税がかかるような形で課税をしているというような状況です。

○委員（宮内 博君）

だから、それは資産を持っているケースの場合にそういう恩恵があったということだけれど、前回、かなり議論して均等割の税負担というのを2万3,200円から1万9,500円に値下げをしているわけですよ。率で16%くらいということになっているわけです。実際、所得割は0.6%くらいしか下げていないということでもありますから、世帯人員が多いところに軽減が大きく及ぶことを一つは取り組んだということだと思

います。それともう一つは、実際、これは制度上、市役所のほうで課税するということになるわけですが、先ほど陳情者からあったように、所得200万円で4人家族で、霧島市の場合40万円の国保税になるということでした。それで今、所得の2割が国保税に消えるということになるんですね。それで、市の職員の場合、所得200万円で4人家族で共済保険料幾ら払っていますか。

○市民税Gサブリーダー（中村和仁君）

共済保険の場合、255万円の所得で試算をしている分につきましては、掛金として25万6,000円です。この分につきましては、厚生年金分は含んでおりません。これが掛金ですので、負担金は含めておりません。掛金分だけです。事業主負担を含んでいなくて個人負担の保険分だけです。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

補足しまして、これは平成26年度、本年度課税の中で所得階層200万円から300万円の階層の中で4人家族というのが95人という形で出ておりまして、これでいきますと、全体が1万9,851世帯としますと0.47%の率を占めております。

○委員（植山利博君）

0.47%で標準を抜き出したとは言いがたいと言いたかったんでしょうけれども、最後のところは事実だけを言われたんだろうと思いますけれども、一つのこの階層だけを抜き出すとやはりデコボコがありますので、標準世帯というのをどう捉えればいいのかというのも難しいところがあるかと思います。そこで、いろんなことを勘案してこの特別措置を続けるかどうかについては慎重に検討中だということですが、予算編成も迫っておりますので、いつ頃までに結論を出す予定ですか。

○生活環境部長（塩川剛君）

できれば一番ベストなのは年内ということになろうと思いますけれども、先ほど申し上げましたようにこの医療給付費の伸びを2.27%で見込んでおります。これは24年度から25年度の伸びをそのまま伸ばしている状況ですね。25年度の見込みをどう見込むかということがまず大事になってきますので、では今の医療費が26年度どれだけなんだというところを抑えないといけないと思っております。9月末くらいで対前年度月比で5%くらい伸びております。最近はちょっと下がってきているという話は聞いているんですけども、その辺の動向をどう押さえるかということが一番大事なところで、また冬場になってインフルエンザとかあった時がまた医療費ががらっと変わってくるので、見込みはどうなんだろうというところを心配しております。一番ベストなのは年内に決めたいと思うんですけども、ひょっとすれば1月にずれ込む可能性も、直近の見込みを作りたいということであれば1月にずれ込む可能性もあると。いずれにしても当初予算に間に合わず形でちょっと検討しないといけないと考えております。

○委員（植山利博君）

そこで、8,300万円繰上充用していますよね。多分、医療費の減免措置をこのまま27年度も続けるとすれば、繰上充用は更に大きくなるだろうというのは明らかに想定はつくわけですね。その繰上充用もやむを得ないというような認識がある。初めて霧島市は繰上充用をしたわけですね。これまでは鹿児島市辺りも相前からこういう状況は続いていて、更に膨れ上がっている状況にあるわけですが、霧島市も

今の経済状況などを勘案すれば判断は今検討中だということですが、繰上充用が更に増えていくこともやむを得ないという認識があるのかどうか、その辺はいかがですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

繰上充用について、決算の仕方としてはいろんなパターンがあろうと思うんですけども、当然それもありと私どもは考えております。ただ、繰上充用するにしてもそれなりの財源が必要になってきますので、じゃあその財源があるのかという議論も出てきますので、非常にこの辺難しいところがございます。

○委員（植山利博君）

先ほど頂いたこの資料の2ページを見ますと、国庫支出金の割合が23年度は若干前年度対比減っていますが、24年度、25年度と増加傾向にあるわけですね。これはどのように評価をして、分析されていますか。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

国庫支出金につきましては、当然保険給付費に支払いました部分についての国からの補助は確か25年度から32%ありますので、医療費が増加すればその分は若干ではあります国庫支出金のほうも増えてくるというような形になっております。

○委員（植山利博君）

そのとおりであれば医療費の増に対する自然増だと。制度的なものをいじったものではないと理解しましたけれども、国はこの制度そのものを新しく構築しようとしておりますけれども、今後、国の負担の在り方についても抜本的な見直しがある可能性があるというような理解をされているのか。これまで言われていたように、国の負担分が毎年減ってきているんだというような論議もあったわけですけど、その辺のところはどのような見解をお持ちですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

国のほうとしましては、この前国保基盤強化会議等とずっとやっておりまして、その中におきましては国保運営に関する都道府県と市町村の役割分担ということでいろいろ協議が進められております。その中では、市町村においては今のところ予定というか、平成29年度で保険者が県のほうに移行される予定であると。そのときにはあくまでも国の財政負担というものをしっかりしないと県としては受けられませんよという形が知事会のほうとかで出ておりますので、当然、国のほうも制度的な部分については財源とかいろいろ考えているんじゃないかと思うんですけども、そこまでしかちょっと言えません。

○生活環境部長（塩川 剛君）

国保基盤強化協議会の中の医療保険部会の中の報告の中で、1か所追加されたというようなことで、あくまで国費の投入によって抜本的な財政基盤の強化を図るべきであり、新たな地方負担を前提とすべきではないという強い意見があった等の一文がまた加えられたということでございますので、その辺をぜひ国としても実現していただきたいという気持ちでございます。

○委員（植山利博君）

今のままの国の財源の充当の状況を市町村から保険者を県に移しても、負担の在り方は何ら変わらない

と思うんですよ。だから、例えば消費税増税による見送りということですが、8%から10%になることを前提に保育事業とか様々な事業が、メニューが手厚くなっていく予定になっておりますので、この国保制度そのものも国費の負担の在り方は税制改正を受けて、当然、国の負担の在り方も見直ししていくという枠組みを作っていくことにはその改善はみられないと思いますので、是非、今後は市長部局を挙げて、もしくは19市の市を挙げて国・県にこのことは求めていく必要があるかと思っておりますので、税と社会保障の一体改革の中に是非このスキームの中に組み入れていかれることを強く要望して頂きたいと求めておきたいと思っております。見解をどうぞ。

○生活環境部長（塩川 剛君）

国の負担の増と言ったようなことにつきましては、今19市、県というようにお話もございましたけれども、もう全国レベルで、全国市長会辺りなんかでも毎回の提言として一応取り上げられております。私どものほうもそういう機会がありましたらそのような取組を行っていきたくて考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど鹿児島県内19市の一般会計からの繰入れの金額について紹介を頂いたんですけれども、鹿屋市の場合は3億6,000万円の繰入れを行っているということであつたわけです。それで、部長自身も決算審査の中で国民健康保険が持つその特徴ということでおっしゃって、その高齢者が多い、所得の少ない人が多い、病気になる人たちが多いという、そういう国保の特性があるということで紹介されたわけありますけれども、その国保に対して、実際、消費税が8%引き上げられて、今消費不況という状況になっている中で、一つの手法としてはその繰入れを増やしていくということで税負担を押しえるということが選択肢の中にあるというふうに先ほどもおっしゃいましたけれども、やはりそこを大変重きを置いてやるべきだと思いますけれども、大体1月中にはその結論を得たいようなことでありましたが、そこら辺もきちんと織り込むということで理解してよろしいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

今の税率をどうするかという議論を私どもだけではなくて組織としてやっていくわけなんですけれども、これまでも何回かこういう議論がありましたけれども、じゃあ繰入れをどうするんだというような議論も当然行っております。その辺どうするかというところをまた今後詰めていかないといけないと思うんですけれども、単に法定外の繰入れということになりますと、昔からよく言われますそういう被用者、保険加入者の方々の二重負担といったような議論等も当然出てきますので、その辺をどうクリアしていくかとか、いろんな問題がまたあろうかと思えます。ただ、鹿児島市内のように法定外、今回21億円繰入れておりますけれども、それでも繰上充用をするといったような、そういう事態だけは何とか避けたいなとは思っておりますけれども、その辺もいろんな選択肢を含めながら検討してまいりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

前回の市長選挙のときのマニフェストの第一に、すぐに取り掛かる重要政策ということで国保税率の据置きというのが第一に掲げられていますよね。そのことは市長とも当然詰めて議論をしていると思いますけれども、そういうふうに理解していいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議論の中でそういったマニフェストの話も話題に上がっております。

○委員（植山利博君）

私はこれで最後にします。確認ですけども、この特例措置を続ける可能性もある、やめる場合もある、両方あるという認識でいいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

可能性としては、この措置を継続するという可能性もあります。それから元に戻すという可能性もあります。ただ、元に戻しても赤字は解消されませんので上げるという可能性もあるということです。

○委員（宮本明彦君）

資料の4ページ、5、年度別保険税現年度徴収額、22年度から今の税率に抑えられたと。その前、何年度から高い税率になったかというのは私もちょっと分かっていないんですけども、これ単純に言ったら21年度は8万4,290円、伸び率を掛け直したら。5ページの5を21年度は8万4,000円だったと。もう1回言いますね。これの4ページ目、項目の5番目、年度別保険税現年度調定額、ここの1人当たりの調定額からしたら平成22年度が7万4,445円、伸び率がマイナス11.68%と、ここで大きく減ったということですよ。簡単に考えたら21年度、8万4,290円だったと。その前はどんな感じですか。やはり同等の金額ということでよろしいですか。ということは、その当時、調定額で県内では何番目だったと考えたらよろしいですか。

○市民税Gサブリーダー（中村和仁君）

平成21年度、霧島市の1人当たりの調定額、9万3,028円。県内で6位ということになっております。

○委員（宮本明彦君）

8,500円くらいここで下ったということですね。もう1回、法定外の繰入れ、一般会計からの繰入れといったら11億円くらいあるという理解でよろしいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

大体10億円台くらいを推移しているという状況です。

○委員（宮本明彦君）

その中で1億700万円でしたか。それが法定内の繰入れ、先ほど法定外はないとおっしゃっていましたから、これは全部一般会計から11億円が繰入れたというのは間違いないわけですよ。その中で、保健給付費以外に1億700万円使っていると。その差はこの11億円の中でどう分けているのかというのをまず御説明いただけますか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

部長が申し上げましたとおり平成25年度は10億490万円になります。霧島市としては保健事業という形で一般会計から繰入れた分が1億700万円程度という形になります。

○生活環境部長（塩川 剛君）

補足して説明いたします。いわゆる保険事業というもの、検診とか病気の早期発見とかといったような

そういうものですね。そういったようなものについては、一般会計でもやってもいいんですけども特別会計でたまたま国保の関係でやっているということで、それを一般会計からフォローをしているということですね。それを厳密に言えば法定外といいますか、交付税とかで見られるものではないんですけども、その分を一般会計のほうで面倒を見ていると、一般会計からフォローしているということです。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休 憩 午後 4時37分」

「再 開 午後 4時40分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

ということは先ほど法定外繰入れということで金額が御紹介ありましたけれども、これは他市の状況としてはどういう繰入れになっているかというのは調査されたことはありますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

先ほど19市の中で申し上げましたが、この中で保険事業へ繰入れている、充当している分の繰入れの自治体は本市のほかの一つございまして、指宿市が先ほど2億5,100万円といいましたが、このうち237万円ほどを指宿市は保険事業へ充てているということですね。あとは、単年度決算の補填とか税負担緩和といったようなところ、累積赤字補填といったような名目でほかの自治体は充当しているということです。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午後 4時41分」

「再 開 午後 4時42分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは次に、議案第76号「霧島市国民健康保険条例の一部改正について」についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第76号 霧島市国民健康保険条例一部改正につきまして御説明申し上げます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が、平成26年11月19日に交付されたことに伴い、霧島市国民健康保険条例につきまして出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4,000円」に改めるものです。詳細につきましては、担当課長等が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

議案第76号霧島市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。霧島市国民健康保険条例の一部改正につきましては、産科医療補償制度及び出産育児一時金について、社会保障審議会部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すことと、出産一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定され、平成26年11月19日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第365号）が公布されたことにより、霧島市国民健康保険法第6条第1項の出産一時金の「39万円」を「40万4,000円」へ改正を行うものです。産科医療補償制度とは、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんと家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発生の原因分析を行い、再発・防止に役立つ情報を提供する制度で、補償金額は総額3,000万円となります。出産育児一時金を39万円から40万4,000円へ引上げ、産科医療補償掛金相当加算額を「3万円」から「1万6,000円」へ引下げ、総額は42万円を維持するものです。この産科医療補償掛金相当加算額につきましては、制度創設時（平成21年1月）、補償対象者数を年間500人から800人程度と見込み設定されましたが、今後の年間補償対象者数の推計を413人から713人に下方修正されたため引下げられましたが、出産一時金につきましては、平均的な出産費用が増加しており、実質的な負担軽減の観点から、加算後の総額が現行と同額の水準になるように、基本額が引上げられたものです。なお、この条例の施行期日は、平成27年1月1日からとなり、同日以降に出産された方が対象となります。以上で説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

確認ですけれども、今回42万円を総額的に維持するということでもありますけれども、これがお産をされる方の実際の負担額の相当額ということで理解をされているのかどうか。実際との差額が発生しているのであれば、どれくらいありますか。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

出産費用について申し上げます。まず25年度国保中央会のほうが取りまとめた数字によりますと、全国平均で49万1,425円という数字が出ております。そして、霧島市において国保に申請があった方々26年度の平均を出してみたのですが、霧島市においては平均で42万8,601円という結果になっております。

○委員長（時任英寛君）

よろしいでしょうか。ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 4時49分」

「再 開 午後 4時52分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。前もって皆様方に申し上げます。本日の委員会は午後5時を超過すると考えられますので、本日の会議は本委員会の日程終了までといたします。それでは続きまして議案第89号「指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

本案は、霧島市国分斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年6月9日から7月14日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その審査結果に関する市長への報告に基づき、(株)フクシマに平成27年4月1日から平成32年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、衛生施設課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

議案第89号「指定管理者の指定について」御説明いたします。現在(株)フクシマを指定管理者としている霧島市国分斎場について平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、(株)フクシマから応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、(株)フクシマが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、(株)フクシマを平成27年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として（1）国分斎場の使用の許可等に関する業務、（2）国分斎場の施設使用料の收受に関する業務、（3）国分斎場の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務、（4）火葬及び焼却に関する業務、（5）前4号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務、（6）その他別紙国分斎場管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に募集要項6の管理に要する経費について、国分斎場の管理に要する経費は、市から支払う委託料によって賄うこととしており、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については今回の一般会計補正予算第5号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に4ページ募集要項8の参加資格について、「②平成26年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に6ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（2）の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果

に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書2ページを御覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は19の施設を審査するために、委員会を四つの区分に分けています。霧島市国分斎場は、委員会区分1で審査を行っており、その委員は、内部委員が平野副市長ほか5人、外部委員が浜本奈鼓様ほか3人の計10人となっています。次に3ページ目、4 審議経過について御説明いたします。今回の選定委員会はそれぞれの委員会区分が3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、会議終了後施設を訪問し、委員に対し施設概要の説明を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を合計した最高得点者を確認し、さらにその最高得点者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に5 審査方法について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが、46ページに記載してあります。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書7ページを御覧ください。その主な選定意見として、365日職員を配置し、予約受付を行うことで、利用者の利便性向上に寄与していることを評価した。斎場にふさわしい態度や挨拶、言葉遣いなど、接遇研修や毎日のミーティングを通じて、遺族の心情に十分配慮する提案を評価した。苦情への公正な対応や、マニュアルの整備など危機管理体制を評価した。これまで大きな問題がなく安定的な管理運営を行っていることを評価したなどの選定意見が出されました。以上で霧島市国分斎場の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

霧島国分斎場の指定管理が27年の3月で終わるということで、向こう5年間ということを知りましたけれども、これに対する決定は榎フクシマさんということですが、何社くらい応募があったんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今回の場合は1社だけ応募でございました。

○委員（植山利博君）

6月9日から7月14日までの間に公募したということですが、どのような公募の仕方をされたのかお尋ねいたします。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

一般公募ということで、市のホームページを通じまして指定管理者の募集をいたしますという、先ほど御説明申し上げましたように、今回、ほかの施設も含めて19施設が指定管理者の新たな選定と対象になりましたので、そういう意味で指定管理者のホームページのところで同じように配置いたしまして募集いたしましたところがございます。

○委員（植山利博君）

媒体はホームページだけという理解でよろしいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

はい。主な媒体といたしましては、ホームページに今お手元にお配りしております内容を全てアップしております。市報のほうには募集しておりますという項目だけをほかの施設と同じように載せております。

○委員（植山利博君）

広報で募集の案内と詳しい内容についてはホームページにアップしたと。この二つの媒体だけという理解でよろしいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

だけという形での確実な御返答は、先ほどから申しますように19の施設すべてを含めて、行政改革推進課を主体にこういう募集とか全ての施設を同じ流れですということですので、私の記憶には市報とホームページで広報したという記憶に残っているところがございます。

○委員（宮内 博君）

管理に関する経費の関係でありますけれども、指定期間が5年ということではありますが、その管理に要する経費については期間中に支払う委託料の額というのは、その基準価格の範囲内で行うということになっていますよね。まずそのところを確認したいと思います。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

はい。募集要項のとおり基準価格の範囲内において提案者のお示しされた金額でございます。

○委員（宮内 博君）

その基準価格でありますけれども4,562万円という価格が示されているわけでありまして、実際にこれまで既にフクシマについては指定管理を受けているわけですが、年度ごとに幾らずつで価格が設定されていますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今の価格ということでしょうか。今現在26年度では指定管理料として4,157万4,000円。25年度も同額、24年度、23年度まで同額ですね。そして22年度は4,202万4,000円でございます。

○委員（宮内 博君）

基準価格はあくまでも基準価格であってその範囲内ということですよ。そこで、ここの中にある人件費の関係でちょっとお尋ねしたいんですけど、3,310万円ということになっておりますが、ここでは7名分の給与、社会保険料、派遣要員としてありますね。それで、実際には平成22年からの4年間、単年度ごとに人件費はどれくらいになっているんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

25年度の収支決算書として報告を頂いているのは、人件費を3,106万9,904円ということで御報告を頂いております。

○委員（宮内 博君）

ここで想定している3,310万円という金額は7人分となっておりますけれども、あと派遣要員というのは、これは派遣会社から受け入れているということになるんだろうと思うんですが、これは何人ですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

派遣要員というのは、一応ここではこう書いておりますが、現実としてはフクシマさんの待機していらっしゃる方ということで、事務所経費というような形で見ております。

○委員（宮内 博君）

これではそういうふうになっているけれど、例えば、先ほどありました平成25年度、3,106万9,904円ということでしたが、実際、何人分の給料で派遣とかそういうのは入っていないかというふうになっているんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

このフクシマさんの経理内容の具体的な取り扱いはいわゆる把握しておりませんが、この報告書に基づく数値しか分かっておりません。私の説明が先ほどの派遣要員の解釈を変なふうにしたかもしれません。この7人の方の年金、そういうのを取得するために必要な人員の確保ということでの人件費としてここではみております。

○委員（宮内 博君）

私が聞きたいのは、実績を掴んでないと今おっしゃいましたね。実際、どういう働き方がなされているかは市としては全く把握していないと。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

職員の方々の働き方自体は把握しているつもりでございます。月何日、誰が出勤されたという、1人の方が22日出勤されたら22日という報告を頂いておりますので、そういう形でありましてけれども、この派遣要員という形での部分は把握していないということでございます。

○委員（宮内 博君）

どうも私の質問の仕方が悪いのか分かりませんが、3,106万9,904円、平成25年度の数字は示されているんですけど、ちょっと変えましょう。正規職員という形で何人働いていて、非正規で何人働いてというようなことは分かるんですか。労働条件の関係でお尋ねしたいから言っているわけですよ。

○生活環境部長（塩川 剛君）

正規職員は7人です。この派遣要員という説明がちょっとまずかったと思うんですけども、いわゆる人材派遣会社からの派遣要因ということではございません。株式会社フクシマという本店と申しますか、元が国分福島にあります。斎場で働く方は斎場で働いていらっしゃいます。こっちフクシマにも職員の方がいらっしゃると。何かあってちょっと手伝いに行かないといけないというときには事務所の方がちょっと応援に来てという、そういう意味での派遣要員と、そういう意味合いのものです。人材派遣会社とは全く別、自分の会社の中でちょっと人をセクションが違う所の人がいれば応援に行けといったような、そういった意味合いの派遣要員ということです。

○委員（宮内 博君）

分かりました。派遣と書いてあるから派遣会社からだと思ったんですけどもそうじゃないと。それで、確認ですけども、今部長のほうから正規の職員が7人ということでしたが、非正規はいないと。こういう理解でいいわけですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（今吉歳晴君）

事業計画が提案されて指定管理選定委員会で審査をされ、その提案された事業計画については年度途中で実施されているのかどうかの検証というのはされるんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この事業計画書に基づいての検証という形ではしておりませんが、毎年斎場利用者の方々に対するアンケート調査の実施、それと年次報告書が上っていきますので、それに対する所属課長の意見等を提出するような形になっております。

○委員（徳田修和君）

職員7人、5月の所管事務調査のときは8人だったんですけど、もうずっと7人でやってこられているのか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

一応、霧島市としての国分斎場の施設管理要員としては7名が適正だろうと。あと先ほど部長から申しましたように、補充する部分は派遣的な形で会社のほうからしていただければいいという形での今回要綱にいたしました。現実としては8人体制を今でもしていらっしゃるみたいでございます。

○委員（植山利博君）

今回の指定に関わって、今回は使用料という形で指定管理が運用されているようですけども、利用料という検討はなされなかったものですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

ほかの施設と違いまして、利用者を増やす努力をさせるというような施設ではございません。そういう意味で、ほかの施設でありますような自主事業というようなものも提案をさせておりません。基本的に市

民の方の火葬というのを適正にして頂くということで、委託料だけで運営をしていただくようにしております。

○委員（植山利博君）

それに関わって、以前、所管事務調査の時にも若干お聞きをしたと思うんですけども、民営化ということはもう全く視野に入れていないという理解でよろしいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

火葬という市民の最後のお送りをする場ということで、市が維持管理できるうちは市で直接管理すべきだと私的には考えております。

○委員（中村満雄君）

事業計画書には8人で書かれているんですよ。事業計画書の3ページの④のところ。男性4名、女性4名と書かれているんですが、フクシマさんは7名でやってもいいということになるんですか。ということは、逆にこういった事業計画書に8名と書かれているんだから、常時8名で運用されるのか。市は7名で予定しているんだから7名になっても、1名いなくてもいいとお考えなんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

募集要綱を作成する段階では、もちろん市のほうが募集要項を先に作成いたしまして、それを元に応募をされました。こういう事業計画を立ててということで、結論から申し上げますと、もしフクシマさんがこのまま指定管理者となられた場合には、提案されているのはフクシマさんのほうですので、8名体制で作業はしていただく予定でございます。

○委員（中村満雄君）

同じように3ページのところで非常勤の職員というのは書かれているんですが、非常勤の職員というのは先ほどおっしゃったその事業所から派遣されている人のことですか。非常勤の職員が火葬業務となっているんですが、非常勤の職員が火葬業務をするんですか。先ほどは事務職だとおっしゃっていたんですが。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

実はフクシマさん、霧島市が直営で管理運営をしている時代から火葬の業務の一部委託を霧島市として業務委託を出している、それ以前の国分地区衛生管理組合の段階から一部業務委託で社員の方がいらっしゃいましたので、それらの方々を通常の場合にはお呼びしてお手伝いいただくようなことも提案をさせていただきました。

○生活環境部長（塩川 剛君）

そのほかに火葬のできる職員がいると、そういうことです。

○委員（中村満雄君）

フクシマさんの従業員は総勢14人となっていますよね。ということは、火葬場にお勤めの方が一応8人だと。その8人の枠で残り4人ということですが、その4人の中に火葬ができる社員の方もいらっしゃるということではないんですね。

○生活環境部長（塩川 剛君）

かねては火葬場で働いていなくて別の所で働いていらっしゃるんですけども、過去にそういう経験があって、実際作業ができるということです。

○委員（宮本明彦君）

選定結果の概要で平成23年に東日本大震災のボランティアに参加した経験があるということで、資料6の3ページ。「万が一の場合に備え、近隣火葬場はもとより、県内・外の火葬場の管理者と円滑な交渉及び意思疎通が図れるようネットワークづくりに努める」というようなコメントを書いた事業計画が書いてあります。この辺、市のほうは万が一の災害のときにどういう対応をしている。これに従ってやったらいいと考えておられるのか、市は独自で何か考えていることが今時点でもありますよと考えておられるのか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

こちらこのフクシマさんの実績というような形でこの事業計画にも述べていらっしゃいます。ただ、この近隣火葬場とのネットワークづくりというような形では、今霧島市としては動いておりません。ただ、民間同士で一応はネットワークというか、そういうのを作られて、作られたとしてもそれをそのまま生かせるものであれば生かしますけれども、どうしても大震災が発生した段階で適切な判断をするべきだと考えております。

○生活環境部長（塩川 剛君）

万が一の大災害が発生した場合にどうするかということで、私も前よく考えていたんですけども、飛行機が墜落したらどうしようかなと。そういったときに考えるのはまず始良伊佐の火葬場とどうするか。例えば曾於の火葬場とどうしようかとか、その辺のネットワークですね。一つの火葬場だけではどうしようもできないので、ネットワークづくりというのが非常に大事になってくると思っております。

○委員（宮本明彦君）

指定管理者がそう考えるのも当然なんですけども、まずは市がきちんとそういった状況は対応できるようにするところかなと思うんですけども、そういう意味では市は対応を整えていますよと。近隣市町村と火葬場組合とそういう体制は整えていますよという理解でよろしいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

そう申し上げたいところですけども、具体的にその件について議論というのは実際やっておりません。ただ、かねてよりそういう付き合いと言いますか、そういう施設の見学とか意見交換等は行っておりますので、万が一ということになればそれなりの連絡体制は十分取れると考えておりますけれども、そういう事態を想定した協議も1回しないといけないのかなと考えております。

○委員（宮本明彦君）

そういうことができるような体制を取っていただくようにちょっと一言要望しておきます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第89号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 5時25分」

「再 開 午後 5時43分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。議案第76号「霧島市国民健康保険条例の一部改正について」何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これより議案処理に入ります。議案第76号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第76号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。よって議案第76号「霧島市国民健康保険条例の一部改正について」は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第89号「指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）」についての自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これより議案処理に入ります。議案第89号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第89号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。よって議案第89号「指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）」は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第110号「霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これより議案処理に入ります。議案第110号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第110号は霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、この条例の中から霧島市立国分西保育園の項を削るということで提案をされております。これは国分西保育園を民間保育園に移譲をするというものでありますけれども霧島市では平成26年4月から平成30年4月まで市内公立保育園9園、養護老人ホーム3園の民営化計画を進めています。その第1号として隼人保育所が本年4月から民営化がなされたわけでありまして、西保育園についてはその第2号目として今回民営化されようとしているものでございます。次の時代を担う子供を育てる役割、あるいは住民福祉の向上のための対策という点で自治体の役割は大変大きいというふうに思うわけでありましてけれども、保育所の民営化というのはこ

の福祉政策の大きな後退でありまして、容認できないということを指摘して本案には反対を表明したいと思えます。

○委員長(時任英寛君)

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第112号「財産の処分について」自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これより議案処理に入ります。議案第112号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員(宮内 博君)

議案第112号の「財産の処分について」も西保育園を民間に譲渡するというので、財産については鉄筋コンクリート平屋建ての保育所540㎡、また木造平屋建ての保育園63㎡、計603㎡を無償で譲渡しようとするものでございます。本案については先の議案第110号で申し上げましたように、福祉政策の大きな後退の一つであるという点で同意できないことを申し上げて討論としたいと思えます。

○委員長(時任英寛君)

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第112号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に陳情第12号「原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書」の自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これより議案処理に入ります。陳情第12号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員(宮内 博君)

私は「原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書」について賛成の立場から討論に参加をしたいと思えます。福島第一原子力発電所の事故は3年9か月を経た今日でも、2万6,000人余りの県民が避難所での生活を余儀なくされております。この事故から原発がいかに過酷な災害をもたらすかを共通の認識とすることができたのではないかと思います。大規模地震や火山噴火などによる原発の過酷事故も否定できず、川内原発では事故が起こった場合19分後にはメルトダウンが起こり、1時間半後には

格納容器が壊れるとしております。使用済み核燃料を安全に処理する技術も確立されていない中で、原発を再稼働することにも重大な問題があると指摘をされております。全国の全ての原発が停止して、1年2か月になるわけでありますけれども、この間原発13基分に相当する節電も行われ、その結果原発に頼ることなく電力を維持することができております。霧島市におきましても太陽光を始めとする自然エネルギーの設置が急速に進められており、計画されている再生エネルギーが全て稼働した場合、年間電力需要量を11%上回る発電量を確保できるとの試算も執行部から示されたところであります。ドイツ等で確立をされております系統連用技術等の研究・導入を早急に進めて安定的に再生可能エネルギーから電力が供給できる技術の確立を急ぐべきであります。再生可能エネルギーにはこれらの執行部から示された資料におきましても、霧島市でも大きな可能性があることを試算が示しているというふうに言えるわけでありまして、原子力に依存しない自然エネルギーへの転換は政策的にも可能であるというふうに思います。その立場から本陳情書は採択をして、市議会の意志を明確に示すべきであると。その上で陳情項目にあります原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換することを求める議決を経て意見書の提出を行うべきであるということを申し上げて討論としたいと思っております。

○委員（植山利博君）

私は、陳情第12号「原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書」に反対の立場で討論をいたします。先の本会議で関連する陳情3件の処理をしたわけですが、いずれも陳情に対して不採択という霧島市議会の結論が出されたところであります。私自身は川内の原発3号機増設については陳情に賛成の立場で討論をいたしました。このことは将来に向けて原子力発電に依存しない社会の構築を目指すという理念は尊重すべきであり、その方向で取り組むべきだということは十分理解を示し、そうあるべきだとは思っておりますけれども、現段階で即、全ての原発の再稼働を許さない、今回の陳述人の発言で、この原発に依存しないというフレーズは、即原発廃止そして再稼働は許さないという趣旨だということを明確に言われておりますので、現段階では原子力規制委員会が福島第一原発の事故後の新たな基準による適正審査で安全と認めたものについては、様々な社会情勢を考慮すると再稼働やむなしと言わざるを得ないと思っております。また、将来に向けて一定の時期に廃炉にすることを求めて制作を進める必要があるということについては、私も全く同様な考え方を持つものであります。また、極力今後は風力・太陽光・小水力・潮汐・地熱・バイオなど多様な自然エネルギーを活用し、その自然エネルギーに立脚した発電のベストミックスを構築すべきであり、また新しく開発されようとするメタンハイドレードなど新たな資源の利活用の技術開発も進めるべきだと思っております。しかしながら現段階で全ての原発の再稼働を止め、即時自然エネルギーに政策転換を舵を切るとは現実問題として厳しいという判断をせざるを得ない。以上をもって私が当陳情に対する反対討論といたします。

○委員（中村満雄君）

私は陳情12号「原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書」に賛成の立場で討論いたします。先の本会議でも私は川内原発再稼働に対して反対の立場で討論いたしました。同じ考えですが、原子力は人間が制御できない技術でありながら制御できると、そのような方向で政府及び科学者は進んで

おります。ただし、それがまやかしかどうか、そういった主張をする科学者もたくさんいることも事実です。日本の産業界というのは厳しい課題を提供することによって、それを克服する、例えば車でもそうでしたが、そのような潜在的な技術を持っております。そういった意味で原発はだめだと。この際別なエネルギーを求めようとかそういった社会的な考えを日本中に理解してもらおうということが、今後のエネルギー政策にも非常に重要なことであろうと思います。エネルギー源としては風力発電とか潮力発電とか、ほかにも微生物を使うナトリウムですか、そのようなものもあるとかメタンハイドレードとか、そういったもの、そちらのほうに積極的な投資とか、そういったものを使用することによって原発に依存しないエネルギー源を求めることは可能であると確信しております。そのような観点からこの陳情書を採択すべきと申し上げます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第12号について、原案に対し採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者3名、賛成少数と認めます。したがって陳情第12号は不採択とすべきものと決定しました。次に、陳情第14号「霧島市民の医療を充実するための陳情書」についての自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 5時52分」

「再 開 午後 6時00分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第14号について、取扱いをどうするか御意見をいただきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

陳情書の審査の中で執行部にも意見を聴いたわけです。それで、陳情の趣旨は現在施行されている条件を来年度以降も継続してほしいということで、そこが主要な陳情になっていると私は思います。それで執行部としても判断を決めかねているという状況にあるということでもありますので、これを採決して市議会としてメッセージを送るべきだということから考えますと、今期を逃すわけにはいかないとしますので本日採決をするべきだと思います。

○委員（植山利博君）

非常にデリケートな問題であります。執行部の説明によれば、今後、国保税を今のレベルで継続する可能性もあれば、元に戻す可能性もあって、更にはそれをもう一段階引き上げる可能性もないことはないというようなことでもありますので、これはもう少し財源の在り方、そしてこの事業の展望をしっかりと精査

した上で判断すべきだと、よって継続審査とすべきだと思います。

○委員長（時任英寛君）

今本日採決すべきと継続審査の御意見が出ました。これを表決させていただきたいと思います。まずは陳情第14号について本日採決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数でございますので、陳情第14号につきましては本日採決することにいたします。それでは陳情第14号についての自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

執行部としてはまだ態度を決めかねているということではありますが、執行部への意見の中でも申し上げましたけれど、昨年行われた霧島市の市長選挙で再選をされた前田市長のすぐに取り掛かる重要政策というものの第一に国保税率を据え置くと子ども医療費助成の拡充など、消費税増税による負担軽減対策を取るということが明確に示されておりますので、その上からもこの陳情書は議会として採択して市長にもこの公約に沿った取組をなささいということ促すことが大事だと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これより議案処理に入ります。陳情第14号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

霧島市民の医療を充実するための陳情書につきまして私は賛成の立場から討論に参加したいと思います。本陳情書は2010年から実施されております国保税の引下げを2015年4月以降も継続すること、子ども医療費の病院窓口の無料化を求めて提出をされております。子ども医療費の病院窓口での無料化につきまして本委員会において、先の9月議会で議員発議として提出をされ、県知事への意見書を全会一致で提出している経過があります。また、国民健康保険税の引き下げは2010年4月より実施をされてきた経過があるわけではありますが、その引き下げは所得割9.5%を8.9%に、0.6%引き下げ、1人当たりに係る均等割を2万3,200円から1万9,500円に3,700円、1世帯当たりに係る平等割額を2万800円から2万500円に300円引き下げているのであります。同時に12歳から18歳までの子供について均等割額50%軽減も実施をされ、国保加入世帯の大きな負担軽減につながっております。市長も昨年行われました市長選挙におきまして、重要政策の第一の中ですぐに取り掛かる問題として国保税率を据え置き、子ども医療費助成の拡充など消費税増税による負担軽減対策に取り組むと明記をしております。国保は個人商店や農家の方を初め、現役を引退された方や非正規で働く方、失業された方など高齢者や低所得者が多いという特徴を持つと同時に、医療保険制度の最後のセーフティーネットとしての役割を担っております。現に加入世帯の28.7%が所得ゼロであり、年間所得100万円以下の世帯の加入が61.2%にも上っております。加入者の約48%が60歳以上であります。引き下げが行われておりますが、それでも国民健康保険税は重い負担となっております。税を負担する力が弱く、病気にかかりやすい高齢者の方が多く加入する国保に対し、国がその補助率を削減

したことが国保財政を厳しくしている大きな原因ではありますけれども、この補助率の引き上げを国に求めると同時に自治体がそこに住む市民の方々への負担軽減を進める対応が求められると思います。そのことを求めて提出されている陳情書でありまして、採択すべきだということを強調して本案に対する討論としたいと思います。

○委員（植山利博君）

私は陳情第14号霧島市民の医療を充実するための陳情について反対の立場で討論をいたします。本陳情は子ども医療費の窓口の現物給付を求める内容と国保税の減免措置の継続を求める陳情、この二本立てになっているという状況であります。まずは子ども医療費の現物給付につきましては、今先ほど賛成討論の中でありましたように、本市議会が全会一致で要望書を提出したところでもありますので、この部分については全く同感であります。しかしながら国保税への減免を27年度以降も続けるということについての妥当性については、若干異議を申し上げるところであります。それは低所得者に非常に負担が大きい国保制度であるという趣旨の発言がよくなされるわけでもありますけれども、国保税の法定減免である7割減免は、霧島市において7,025世帯、1万75人、5割減免が2,470世帯4,796人、2割減免が1,853世帯3,717人と過半数を超える方々が法定減免を受けられております。またよく言われる所得200万円で子供2人の世帯が、年収の約2割の国保税の負担を強いられているということが、標準的な世帯としてよく例に挙げられますけれども、これが国保税に加入されている世帯の1パーセントにも満たない状況であると。先ほどの質疑の中で所得が70万円で1人住まいの方については負担が月額8,000円程度で推移している。8,000円以下になりますかね。8,000円以下、7,000円代で推移しているとう実態を考えると非常に低所得者に対しては配慮のある制度だと私は思っているところでもあります。平成25年度決算においても8,300万円の赤字を計上し、繰上充用もしているという状況の中でやはり合理的な負担を頂くということはやむを得ない状況であるのかなというふうに思います。結論は執行部が財政状況を勘案しながら先ほどの執行部の答弁では現状を維持する可能性もあると。また、今の条例に戻す可能性もあると更には場合によっては今の条例以上に増額をお願いしなければならない可能性だってあるというような答弁をされております。確かに負担は軽いほうが、サービスは高いほうが市民にとっては市民福祉の向上につながると思いますけれども、やはり霧島市全体の財政状況を考えた場合、また国保税に加入されている方、一般財源から繰り入れをしたときの恩恵を受けられる方々と、それを負担している方々の比率を考えたときにどうあるべきかということ考えると非常に厳しい選択が迫られているというふうに思います。ですから国の医療保険制度の抜本的な改革を求めるのはもとより医療制度の一元化を進めるべきではありますけれども、現在の制度設計の枠組みの中では今条例で規定されている減免前の国保税のレベルというのは県内を見ても妥当なレベルではないかと思しますので、25年度の決算状況を勘案し、やむを得ない状況がきているということを申し上げて本陳情は不採択とするべきだと私の反対討論とさせていただきます。

○委員（中村満雄君）

私は陳情14号霧島市民の医療充実のための陳情書に賛成の立場で討論いたします。先ほど恩恵を受ける市民は3分の1だと。3分の1だったらすごく大きな数字であると。3分1の方が恩恵なりそういったも

のを受ける。それといわゆる低所得者層の方の負担を広げる、そういったことに関しまして福祉重視とか、そういった立場から言いますと本陳情は採択し、現在の一般財源からの支出を継続するべきだと。一般財源から出すことに関していろいろな御意見があろうかと思いますが、こういったところにこそ一般財源を使うべきだと、私はそのような立場でこの陳情書に対して賛成いたします。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第14号について原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者3名。よって賛成少数と認めます。したがって陳情第14号は不採択とすべきものと決定しました。次に、委員長報告についてお諮りをいたします。議案第76号、議案第89号、議案第110号、議案第112号について委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（中村満雄君）

議案第110号、議案第112号に関連して付け加える点をお願いいたします。今、子育て支援とかそういったことが叫ばれておりますが、子育て支援を充実するためには保育所の充実が欠かせません。ところが保育所を充実させるためには保育士の確保、保育士の働きやすい環境、そのようなものが非常に重要であり、せっかく保育士の資格を持っていながら、この仕事から離脱される方が多いという現実がございます。この議案には賛成いたしました。更なる保育所の環境、そういったものを充実させるために霧島市が動いてくださることを要請するということの追記をお願いします。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

陳情第12号について付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、陳情第14号について付け加える点はありませんか。

「休憩 午後 6時17分」

「再開 午後 6時22分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

今回陳情第14号については賛成少数で不採択ということが委員会では決定しました。しかし、このままですと執行部はどういう提案がなされるか分かりませんが、3万人の方々を救うと言ったらい

いのですかね、税率アップが少しでも少なくなるように、また、突拍子もない意見も出ていましたけれども、改正前よりも更に上げることも考えられるという発言もありました。当委員会としてそこをどういったところに落ち着かせたらいいのかというのは今後の環境福祉常任委員会の所管事務調査として調査ができると考えていますので、ぜひそういうことも委員会としての意志を付け加えていただけたらと思います。

○委員長（時任英寛君）

2名の方より御意見ございましたけれども、委員長報告に付け加えてよろしいでしょうか。議案第76号及び、議案第89号、議案第110号、議案第112号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号については皆様方からございました自由討議、また委員長報告への提案を踏まえまして委員長に御一任いただきますことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって委員長のほうで取りまとめをさせていただきます。次に閉会中の所管事務調査についてです。先ほど提案がございました調査事項として陳情第14号というよりも国民健康保険税率の今後の市の考え方についての所管事務調査をという提案もございましたけれども、これについて所管事務調査をすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員（植山利博君）

国保制度そのもののあるべき姿も含めて税率だけでなく、今後の国保税がどうあるべきかということも含めて、これはもちろん霧島市だけで決められることではありません。これは国の制度改革を待たないといけないところもあるのですけれども、我々委員会として税率も含めてどうあるべきかということを広く議論をする機会をつくる。そして所管事務調査として進めていく必要があろうかと思っておりますので、ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

それから委員長から申し上げます。2月の初旬に「議員と語りかい」が計画されております。医師会のほうから救急医療についての意見交換会というようなものが来る予定でございます。これについては「議員と語りかい」というよりも所管事務調査で行わなければならない状況にあらうかと思っております。それと子ども・子育て支援新制度の保育料、認定子ども園の保育料と保育園の保育料が未だに定まっております。それで1月の下旬に子ども・子育て会議があるそうなんです。そこまでは額を決定して会議に諮りたいということですので、2月の初旬におきます医師会医療センターとの「議員と語りかい」今御提案がございました「国保税に関する所管事務調査」「子ども・子育て支援新制度の保育料に関する件」「その他環境福祉常任委員会の所管事項について」ということで議長へ提出しておくことによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかにありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

その他で1件申し上げたいことがございます。先ほども正・副委員長及び事務局へ要望したのですけれども、これは要望として受け止めていただきたいと思います。まず本日の委員会の在り方についてです。

ある一定の審査時間の設定というのは十分検討されていたと思うのですが、もう少し適正な時間の配分を検討していただきたい。それと併せてスムーズな議論を検討していただきたい。

○委員長（時任英寛君）

今、御要望がありました。今後しっかりとした議事運営を正副委員長で語ってまいります。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 6時32分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 時任英寛